

---

令和6年 第5回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 錄（第2日）

令和6年6月11日（火曜日）

---

議事日程（第2号）

令和6年6月11日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

出席議員（11名）

1番 道信 俊昭君	2番 大江 梨君
4番 米澤 宏文君	5番 横山 元志君
6番 沖田 守君	7番 御手洗 剛君
8番 三浦 英治君	9番 田中海太郎君
10番 寺戸 昌子君	11番 川田 剛君
12番 草田 吉丸君	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 倉木 正行君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	岩本 要二君	総務財政課長	益井 仁志君
税務住民課長	中田 紀子君		
つわの暮らし推進課長			宮内 秀和君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	清水 浩志君
農林課長	山下 泰三君	商工観光課長	堀 重樹君
環境生活課長	野田 裕一君	建設課長	安村 義夫君
教育次長	山本 博之君	会計管理者	小藤 信行君

---

午前9時10分開議

○議長（草田 吉丸君） おはようございます。引き続いてお出かけをいただきまして  
ありがとうございます。

これから2日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（草田 吉丸君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、7番、御手洗剛議員、8番、三浦英治議員を指名します。

---

日程第2. 一般質問

○議長（草田 吉丸君） 日程第2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。発言順序1、5番、横山元志議員。

○議員（5番 横山 元志君） おはようございます。議席番号5番、横山元志です。

通告に従いまして、一般質問させていただきます。

今回、私が質問させていただく事項は、大きく2項で、まず、防災士の連絡協議会と自主防災組織及び災害備蓄についてをお伺いします。

防災士の連絡協議会の設立について、3月定例議会にて同僚議員の一般質問に対する答弁で、防災士の意向などを踏まえて検討することでしたが、検討の進捗状況をお伺いします。

次に、自主防災組織の結成率は、本年2月27日、須川地区での結成で26.1%となりましたが、その後の進捗状況をお伺いします。

次に、自主防災組織の結成率の目標は、いつまでに何%なのかをお伺いします。

次に、自主防災組織の結成に防災士の存在は必要不可欠であります。しかし、防災士は、自らの自治会や隣接する自治会にすら、自分以外の防災士がどの程度存在するのかを知るすべはございません。防災士の方は、熱量が高い方が多く、連絡協議会のようなものさえつくっておいてしまえば、あとは防災士の方々が独自につながり合つて協力していただけるのではないかと思いますが、所見をお伺いします。

あと、災害備蓄の考え方ですが、備蓄庫や防災拠点もあるにはあったほうがいいとは思います。しかし、それよりもまず、各戸自動的に1週間程度はしのげる程度の量を備蓄することを普及することのほうが先決であると私は思い、大がかりな備蓄倉庫等を設けることよりも、既存の公民館や自治会館、公共施設の一角に備蓄することのほうがリスク分散にもなると考えますが、所見をお伺いします。

よろしくお願いします。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　皆さん、おはようございます。5番、横山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

防災士の連絡協議会と自主防災組織及び災害備蓄についてでございます。

まず、防災士の連絡協議会等の組織に関する検討状況につきましては、県内の複数の市町村で組織が存在することを確認しております。これらは、それぞれの地域等での防災士の活動を主にしながら、組織として自治体の防災訓練や出前講座等への支援及び協力する形で活動を行っておられることなどを把握しております。引き続き、組

織の体制や運営方法、行政との関わり方、活動の課題など、県内他市町村の取組状況を把握し、まずはこれらを参考に検討の上、可能な限り、防災士の方々の意向などの確認もしながら検討してまいりたいと考えております。

2つ目の御質問ですが、津和野町内における自主防災組織は、本年4月、新たに1組織が結成され、現在27.9%となっており、第2次津和野町総合振興計画において、令和8年度末までに50%の結成を目指に掲げております。

次の御質問ですが、防災士の方々は、防災に関する十分な意識と一定の知識・技能を修得され、お住まいの地域において、おのので防災活動を行うことや、自主防災組織活動の中心的な役割を担うことなど、それぞれに考えがあって、防災士資格を取得されているものと思います。

地域で積極的に活動される防災士の方々の存在は、地域防災力の向上に大きく寄与するものと考えておりますので、防災士の連絡協議会等の組織については、県内他市町村の取組などを参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

次の御質問ですが、災害時に必要な物資の備蓄につきましては、町としましても家庭備蓄が大変重要と考えております。公民館や学校、地域における防災学習におきましても、最低3日分から1週間分の食品や、それぞれの御家庭で必要な生活用品等の家庭備蓄を推奨しており、引き続き、普及啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

また、町が所有する備蓄物資につきましては、消費期限や使用数量の把握、物品の状態管理などに配慮するため、庁舎や避難所となる公民館など、職員が配置されている施設を中心に保管しておりますが、全ての避難所での備蓄には至っておりません。

今後、限られた予算の中ではありますが、備蓄物資の種類や数量の確保に努め、避難所と指定する公共施設を中心に分散備蓄に努めてまいりたいと考えております。

○議長（草田 吉丸君） 横山議員。

○議員（5番 横山 元志君） 先ほど私は、3月定例で同僚議員の一般質問に対する答弁で、防災士の意向などを踏まえて検討すると、3月に検討すると言われましたが、答弁されておりますが、その後、検討の結果はどこら辺まで進んでいるでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） 3月に議員さんのほうから質問がございました。

そのときに、答弁するのが、確かに議員おっしゃるとおり、防災士の連絡会の組織につきましては、防災士の方々の御意向を踏まえ、検討してまいりたいと考えておりますということを町長のほう、答弁しておりますが、その後2か月間の中で、一応、私どものほうで進めたこととしましては、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、各県内のいろいろな事例を調べさせていただきました。

その中で、今把握していることとしましては、県のほうにも確認したのですが、浜田市と吉賀町と邑南町には組織があるとお聞きしております。

ただ、やり方についてもばらばらでございまして、例えば、協議会をつくっても、事務局を役場に置いているところもあれば、自分達で会長、副会長を決めて、自分達でやられているところもあります。動きとありますと、江津市さんも動きがあるのですが、江津市さんにつきましては、防災士さんを集めて、意見交換会のようなことをやっているとお聞きしております。

それが、津和野町にとってどうしたらしいのかというのを、実は数名の防災士さんにも意見をお伺いしたのですが、やはり、なかなか防災士さん自体が、例えば、自分の地域で活躍をするのを目的に取られている方が結構多くございまして、例えば、それが町の組織をしたときに、すんなりいいですよということになっていただけるかどうかというのは、ちょっとよく分からぬ感じで、私は受け止めました。

だから、やり方を今後どうしようかというのを、県内あるいは県外も含めて、町としても検討して、例えば、江津市さんのように、意見交換会を集めて、意見交換会をするのがいいのか、いやいや協議会を立ち上げて、吉賀町なんかそうなんですかとも、町が事務局を持って、いろいろな意見交換会をするのがいいのか、その辺は今後、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、考えていきたいなというふうに考えておりますので、これまでの動きといえば、そういったところでございます。

○議長（草田 吉丸君） 横山議員。

○議員（5番 横山 元志君） そうした中で、町の在り方として、今言われたように、協議会として事務局を町が持つのか、それとも意見交換会などを定期的に行うための会をつくるのか、それはそれぞれ、いろいろあってもいいと思います。

私が思うところとしては、防災士の皆さんというのは、大半と先ほども言いましたように、熱量の高い方が多いので、一旦その機会さえ設けてしまえば、勝手に動き出してくれるものなのだ、こういう人達は、と私は思います。あれしろこれしろ、改めて、町側のほうから言うものでもないかな、集まってもらって、例えば私にとって見ても、どこに誰が住んどるのかが分かりません。

例えば、何名か知っている防災士の方もいるのですけど、そうではない方も当然いるはずでしょう。もしかすると、隣に住んでいる方が防災士なのかもしれません。けどそれを知るすべがない、防災士でない人も防災士も。なので、それを分かるためには、防災士の方が防災士がどこにいるのかを分かるためにも、まず、会というよりは、それこそ意見交換会でもいいのです、一旦持ってはどうかと私は考えますが、いかがでしょう。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　議員おっしゃるとおり、隣の地域にどういった防災士さんがおられるかどうか分からぬよということでありますけれども、町もどういった方が町内に防災士がおるかというのは、はつきり言ってうちも把握しております。

令和4年だったかな、ずっとコロナで中止をしておりましたが、ここ最近で防災士の資格を取られた方が、町で把握しているのは8名ほどおるというのは町のほうでは把握しております。

なぜ把握しているかというと、県のほうに委託をして、資格を取っていただくということで、町のほうから補助金を出して、例えばテキスト代とか受講代とか、町が10分の10補助をしております。それプラス、県のほうに委託料として1人当たり6,000円補助をして、県のほうにお願いをしておるところでございます。そういう予算化をするというところもあるのですけれども、例えばそういうようなことありますと、この方は資格を持っているというのを我々は把握しておるのですけれども、もともと国の機構のほうで、横山議員さん御存じだと思うのですけれども、日本防災士機構というところが試験をするので、そこは自治体に、うちみたいに、津和野町みたいに、自治体にお願いをする、各県ですね。あと大きい政令指定都市みたい

なところで試験をする。民間でも試験をしています。だからそういうようなところで、防災士機構に聞けば分かるのかも分かりませんが、多分教えてくれないと思うので、例えばそういうようなことで、町で把握しているのも、そういうようなところで非常に曖昧なところもあったりして、恐らくこの人は防災士ではなかろうかという方は、前、研修会をやったときに参加をしていただいた方なんかは、この議員の中にも研修会に参加された方もおられますけれども、そういう方に聞けば分かるかも分かりませんが、極力把握に努めておりますけれども、なかなか町のほうで把握が難しいというのも一つの現状でございます。

そういう中で、議員のおっしゃるとおり、協議会をどう発足していこうか、どういうふうに今から進めていこうかというのも、非常に難しい一つの問題でございまして、うまくいくようにしたいとは思っておるところでございます。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（5番　横山　元志君）　確かに今の現状を聞きますと、把握していないので、なかなか、じゃあ協議会をつくろうと思いますので、集まってくださいと、誰に言つてもいいか分からぬという状況だと思うので、まずはこれ、把握からしなければならないのかなと思うところであるのですけど、この日本防災士機構さんに聞くと、教えていただけないのかもしれないという根拠は何になるでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　実際に聞いておりませんので、私の推測で、今頃個人情報とかですね、ということで、恐らくなかなか、そういうところで、すっとじゃあこの人だよということで、名簿あたりを町のほうにそれを頂けるかどうかというのは、非常に難しいかなというところで、私はそういう発言をさせていただきました。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（5番　横山　元志君）　個人情報の取扱いになるので、なかなか難しいことだとは思うのですけど、でも公のことで、それ以外に使用目的がないのであれば、教えていただけるのではないかと思うので、一度お聞きされたらどうかと思いますが、いかがでしょう。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） 分かる範囲内では、今、町のほうにも調べておりますので、その一つの手段として、また必要があれば聞かせていただくことも考えたいと思います。

○議長（草田 吉丸君） 横山議員。

○議員（5番 横山 元志君） 必要があればではなく、必要だと私は思いますが、課長的に必要かどうかまだ判断つきかねるということでしょうか。ちょっと私は必要だと思いますが、町長いかがお考えですか。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） 連絡協議会ということにつきましては、いろいろ結成に向けて、総務担当課の財政課でも、いろいろな準備はしているという状況であります。

ただ、やはり現場は現場の苦労というのがあるというのは、私自身も長年の経験から分かっております。というのも、いろいろ当事者の思いというのが、熱量が高い方が多いという話がありましたが、高ければ高いほどやはり強い思いを持っておられるという方もいらっしゃって、そういうお一人お一人の思いを、やはり協議会の結成に向けて、一つはまず集約をしてまとめていくという、そういう現場の苦労も認めてあげないといけないかなというふうに、私の立場ではそのように思っているところでございます。

そんな中で、いろいろなこの連絡協議会の結成自体を否定しているわけではありませんので、それに向けて、議員から見られると、非常にスピードがないというふうに取られているのかもしれません、我々は引き続き、いろいろな御意見を調整しながら、この問題に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

こういう話をすると言い訳がましくなってしまうかもしれません、総務財政課の中でも防災担当というのは数が限られているという中で、いろいろハザードマップの作成とか、これまでいろいろ大きな業務を抱えてきたということと、それから今3階のここの避難所運営というのがあって、その規模や機能をどうするかということに、この数か月、そこを重点的に業務として取りかかってきたという側面もございます。

そういうようなところで、私としても職員の仕事の負荷ということも考えながら、

今後も連絡協議会ということに対してまた準備をしていくことについては、総務財政課のまずは動きを、私自身も、また今日の議員の御質問も踏まえた中で、より一層注目をして見ていきたいというふうに思っております。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（5番　横山　元志君）　防災士の教本になるのですけど、その最初の、まず見開いたところに防災士とはといって、防災士の基本理念というところで、まず1に自助、2に共助、3は、よく聞く言葉ではここには、それこそ公助って入ってくるのではと思いがちなのですけど、この理念の中には協働となっております。3番目が協働となっております。

どういうことかというと、これ市民となっておりますが、うちでは町民ということになるのですけど、町民、企業、自治体、防災機関等が協力して活動するとあります。

現状、確かに今町長が言われましたように、決して何もしていないわけではないし、防災担当の方々の苦慮とか考えますとやっていないわけではない。当然やっている中の話ではあるのだとは思いますが、可能な限り同志を募りというのがこの理念の中にもあります。可能な限り同志を募る方法というのは、現状防災士だけではできません。やはりこれはこの理念の中にもあるように、そして町としても補助金を10分の10出して受けてください、受かってくださいとしているのであれば、全体数、人数の把握、誰がどこにあるのか、これをきちんと把握して、そして可能な限り同志を募り、防災士の方達の理念で同志を募れるけど、誰がどこにあるのかが分からなければそれができない。

だから行政としてそれを確認、把握し、そして同志を募るためにそういう機会を設けるべきではと思うので、確かに本庁舎の3階のことも大切だし、ほかにもいろいろやらなければいけない業務もたくさんあるとは思うのですけれど、やはり地域の防災力の強化を考えれば、防災士の方々につながっていただいて、そして自主防災組織や防災計画などをきちんと立てていただくことというのはものすごく重要なことだと思います。ですので、まず最初にやらなければいけないこと、行政がやらなければいけないこととしてはまず把握、これからすべきではないかと、私は今先ほどから言っているわけではありますが、まずその把握をする方法として日本防災士機構さんにそれ

をお伺いする、津和野町には何人どちら辺に何人おられますでしょうか、という確認をする作業、まずこれをすべきではないかと思いますが、町長、今の町長の御答弁ではそれのお答えにはちょっととなっていないかなと思いますので、それをまずする必要があるのではないかという点だけでいいのですのでお答え願えますでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　議員がおっしゃられているそういう考え方を否定しているわけではなくございませんので、防災土機構に問合せをするということについてはしたいと思っております。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（5番　横山　元志君）　これは、それこそ聞くだけといえば語弊があるかもしれませんけど、聞けば、まず聞くというところになりますのでできるだけ早く聞いていただきたいと思いますが、できるだけ早く聞いていただいた場合、いつぐらいには聞くことができるでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　具体的な日にちを示すことは今できませんが、できるだけ早くということでございますので、できるだけ早く聞きたいと思っております。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（5番　横山　元志君）　すみません、益井課長、できるだけ早くのできるだけが、例えばこの定例が終わった後だとか、具体的に何月何日までとかいう話ではなく例えばこの辺までとか、何かそういう聞けば済む話なので、電話一本で一旦お知らせだけしといて、後で書面を送るとか、やることでそう難しいことではないと思うんですよ。できるだけの、そのできるだけ、ちょっとそのあたり、ちょっとしたこと、本当ちょっとしたことだと思うので、忙しいとは思いますが、何月までとかいつまでとか、筋立てれるところがあればちょっとお伺いしたいのですが。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　いつまでということをどうしても決めろということですございますので、この6月定例が終わってからですね、早速担当ともお話をさせていただいて早いうちに問合せをさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（草田 吉丸君） 横山議員。

○議員（5番 横山 元志君） ありがとうございます。お忙しいと思いますが、ひとつよろしくお願ひします。

次にお伺いすることとして自主防災組織の結成率が、私が把握しとったところ須川が最後になるのかなと思ったところ、4月に新しく1組織が結成されたということはちょっとうれしく思っているところであります。

そして、8年度末までに50%見込みとして、これはクリアできそうでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） 当然、総合振興計画に上がっている数字でございまので達成に向けて努力はしております。その中で、ここ最近はですね、防災の意識も各地で強くて、例えば研修会というのですかね、何かの自治会の集まりのときに研修会をやる、あるいは学校もそうですけれども、そういういた研修会をやるというのが年々伸びてきています。

そういう中では、こうした自主防災組織についていろいろ御説明もさせていただきながら、防災士さんがおるところはあれですけれども、そうでないところはうちの担当のほうが出向いていて、実際出前講座みたいな形でそこらは常々申し上げているところでもありますけれども、これも何せ地元の動きでございまして、うちのほうで強制的にというわけでもなかなかいかないところがありまして、そうは言ながらここ最近では枕瀬東、それから川尻、須川、堤田といったところの自主防災組織が具体的に立ち上がってますので、その辺の結果ではないかなというふうに私は個人的には思っていますけれども、それを50%にどうつなげていくかというのは今後また努力はしたいとは思っておりますけれども、これが8年までに50%達成をするように努力は基本的に今までどおりしていきたいと思っております。

○議長（草田 吉丸君） 横山議員。

○議員（5番 横山 元志君） ありがとうございます。

ぜひこの50%、50%クリアしたからゴールというものでもまたない、これは100%が理想であるものだと思いますので、ぜひ100%に向けて努力されたいと思います。

それで、自主防災組織が立ち上がったら、それこそゴールなのか、いやそうではない、この自主防災組織が立ち上がった時点がスタートなんだ、やっぱりこの自主防災組織が立ち上がってその自主防災組織の中で何ができるのか、まずやらなければいけないこととして基本計画を立てなければいけないだとか、あと立ったからといって災害が起こらないのか、いや災害が起こることを基本想定して、防災組織を立ち上げるわけになるので、それこそ防災学習だとか訓練だとかそういうものを、それこそ次にお話する備蓄のことについてでも、それを普及促進していかなければいけない、そのために立ち上げるものなので、これを立ち上げることが目標になってはいけない、これはあくまでスタート、始まりなんだということを意識してもらいたいと思うところなのですが、今ちょっとお聞きするところ、どうも立ち上げるのが目的になってしまっているのではないかというところがあるんじゃないかなと、若干思ってみたりするのですが、ちょっとそのあたり、普及、当然立ち上げることを目標ではあるかもしれませんが、立ち上がった後はどのように町として関わっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　議員おっしゃるとおり、まずは立ち上げをしないことが前に進みませんので、各地に出向いて、先ほどと同じことになりますけれども、各地に例えれば防災学習とか、いろんな学習会があったときには常にそのことを申し上げながら、自主防災、当然、先ほど自助、公助という話もありましたけれども、自助の部分でぜひともそういったことをお願いしたいということは、我々としても口を酸っぱいほど言っているのも事実でございます。

ただ、その後につきましては、どう関わっているかというのは、地元の研修会などに関わりながら、研修会なんかも呼ばれます。自主防を立ち上げられている研修会とかも呼ばれますし、そういったところでどのような様子かというのは担当のほうが聞いておるとは思うのですけれども、引き続いて町としても、なかなか規約も各組織によつていろいろ、まちまちでございまして、なかなか自分達がしやすいようにつくつておられます。

そういう中で、さっき依頼であります防災士さんあたりが、うまく関わりながら

自主防の組織を動かしているというところなども、正直言ってございます。町としてどう関わるかということは、先ほど来言っていますけれども、また研修会などでぜひともいろんな相談に乗ったりとかいうのは今後もしていきたいというふうに思っております。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（5番　横山　元志君）　ぜひとも、これは、それこそ協働の部分になってくる話になるので、やっぱりただ公助だけを、当然、自助があって、共助があって、そして公助、公助も協働しなければ公助ってなかなかプッシュ型でというのは難しいことだと思いますので、やっぱりこの自助があり、共助があり、そして公助があって初めてそれが全部まとまる協働できるものだと考えておりますので、てなるとやっぱりそれぞれがそれぞれを高め合わなければならぬ、これはもう終わりがなくずっとやっていかなければならないものだということになるんだと思います。

ですので、これはやっぱりとめどなく、それぞれを高め合いながらやっていただければと思いますので、ぜひ公助の部分をしっかりとよろしくお願ひしたいところであります。

それから災害備蓄のことについてですが、やはり先ほど言われたように公助の部分で、例えば先ほど言った公共施設などに置ける場所には置いておきたい、避難所になる可能性のある場所には置いておくべきだ、これも当然公助の部分で大切、置いておくということがとても大切なことだと思うし、それよりも大切なこととして家庭備蓄はやっぱり、これが一番だと思います。

家の中でも分散備蓄したほうがいい。家屋の倒壊等があったらそこに行けなくなるので、やっぱりあっちにこっちにあったほうがいいのであろう、それにやっぱりあっちにこっちにあったほうが数も集めればたくさんになるので、やはり分散する必要性というものがあるものすごくある、それは家の中に限らず、共助でもそうだと思うのですよ。

例えば自治会館にあればいいのか、ではなくて、自治会館ともう1か所どこか別の場所とか、例えば自治会館だって倒壊する可能性だってあるし、水没する可能性だってある。そこに行けなくなる可能性だってあるので、やっぱり分散するべきだ、そし

て同じように、先ほども言いましたけど、公共施設なども分散するほうがいい。確かに大型の備蓄倉庫なんかがあるのはあってもいいとは思います。あるのはあってもいいとは思いますけども、じゃあそこに行けなかったり、そこが潰れたり、そこから持ち出せなかったりしたら、その大型の倉庫って中にあるものが丸々使えないものになってしまいます。それよりはやっぱり分散するほうが望ましいと私は思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　先ほど町長の答弁にもありましたとおり、分散をして備蓄するというのは確かに大事なことだというふうに思っております。

ただ、今、正直分散をしているのが公民館にはですね、分散で備蓄をしております。数量とか何とかというのは今は分かりませんけれども。各公民館には簡易ベッドなんかも含めてたしか置いてあるというふうにお聞きをしておりまして、それあとは本庁舎のほうの備蓄の倉庫がございます。そちらのほうにはたくさんの備蓄をしておるところです。

例えば今ですね、高齢者避難とか避難指示とか避難所を開設した場合には、その備蓄の物資を幾らか持って、そこの避難所のほうに行くように今心がけておるところでございます。どうしてかというとですね、一つはやっぱり賞味期限とかですね、ああいった口に入れるものを扱うところで、水とかですね、いうところもありますのでなかなか、じゃあどこでも置いときやいいのかということもなかなか難しい。

先ほど答弁にもありましたけどもなかなか難しいというところもございます。したがいまして、できるだけ一括管理をですね、今はですよ。今は本庁舎のほうで管理をして、もし避難所を開設するときには、必要な数をですね、そんなにたくさんの中は持つていけませんので、例えば必要な、コロナ禍のときにはいろいろな消毒とかああいったものも一緒にお持ちをしとったんですけれども、今後はそういうのはなくなれば、今の備蓄の物資をですね、実際に持ち込んだりすることもあるかなというふうに思っております。

まあ、確かに先ほど来、お話をみるとおり分散して持つというのは大変大事だとうふうに思っておりますので、そのように今後は心がけようと思ってますけれども、

何せ口に入れるもので賞味期限なんかもあったりするので非常に難しいところもございますけど、また検討させていただきたいと思います。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（5番　横山　元志君）　そうですね、やっぱり分散するのも大事だし、多く抱えておくという必要性もあるとは思いますが、その賞味期限、消費期限のことについてはやっぱりどうしても緊急時だから、切れとるものを食べてもいいのか、それは個人のあれになるけど、それを公の機関が賞味期限切れとるけど食ってえやつていうわけにはいかんものなので、やっぱりじやあどうしていけばいいかというと、やっぱり家庭備蓄で賞味期限が切れる前に消費しながら、備蓄しながら消費しながら備蓄しながらをサイクル的に行っていく、この必要性がやっぱり一番大切なんだ、やっぱり大きく抱えてしまえば大きく廃棄しなければいけないときがいつか来る、使わなければ。

こういうものだから使わないにこしたことはない、使わないほうがいいものなんだ、ただ、使うことも想定しながら、だからその消費期限、賞味期限っていうものを考えながらしなければいけないとすると、どうしても大型の場所で大量に備蓄してしまうと廃棄せざるを得ない、そのときが来るというのはとても寂しいし、致し方ないところではあるけど、だとしたら、やっぱり家庭備蓄を伸ばしていったほうがいい、それに公民館とあと自治会館と、で、自治会などに管理してもらいながら、切れる前に使う、そして新しいものを入れるというサイクルをつくったほうがいいと思うので、ぜひそういう教育とか指導とかをしていただきたいと思いますが、それは町として可能でしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　町のほうも限られた予算の中で運営をしていくということになりますと、今議員おっしゃられたところ全てにお配りするというのははつきり言って不可能だと思っています。

ただ、ここ最近はコロナ禍も明けまして備蓄をしているものを、やっぱりだんだん種類が変わってくるというのではないかなというふうに思っておるところでございまして、そういうところの動向も踏まえまして、必要なものは必要なように、限られ

た予算の中で購入をしたりということは考えてはおります。

ただ、繰り返しになりますけれども、先ほどおっしゃったとおり、じゃあ自治会に置きなさい、自治会もかなりの数がありますので、じゃあここに自治会に置ける、ここに自治会に置かないというわけではいかなくて、そこら辺の全てを賄うまでの予算というのは町としては当然ありませんので、なかなか難しいかなというふうに思っておりますけれども、先ほど来おっしゃられている分散備蓄については町としてもできるだけ検討していきたいというふうに考えております。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（5番　横山　元志君）　となりますとやっぱり、自助として家庭備蓄をやっぱり推進していくのが一番ではないか、家庭の中でも分散しておく、やっぱりこれを、これならそれこそ変な話、こちらの予算を使わなくとも個々のお金で、そして個々が捨てる事なくサイクル、食べながら、新しい物を入れながらというサイクルの中でやっていけば何ら無駄にするものではなくなります。

やっぱりこれを伸ばしていく必要性があると思いますので、ぜひともこれを伸ばしていただきたい。そのアナウンスと、これならあまり予算もかけずにできること、そしてやっぱりそれをするには自主防災組織と防災士の皆さんのお力が当然要るようになります。ですので、数量の把握も当然だし、どこに誰がお住まいであるかという確認も必要ではあると思いますので、ぜひそれは早急に進めていただきたいと思います。

あとですね、備蓄の話でもう一点お話しさせていただきたいのが、ちょっといつだか忘れましたが、同僚議員のほうから生理の貧困等の話がございました。

当然女性も避難しなければいけない。そして当然、月に一遍はそういうものが来るものである、そういうものを考えますと、そういう例えれば生理器具とか、あと赤ちゃんのおむつとか粉ミルクなども当然備蓄していかなければいけないものである。

そして、じゃあミルクだけあればいいのかといったら、ミルクを沸かすためにはお湯もいる、お湯がいるということは火もいる。これも備蓄する必要があると考えますので、ぜひそのことちょっと気に留めといていただきたいと思いますが、これについて何か準備はされておられますでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） 今ここに、実は備蓄の状況を私どもで調べて持っている中には粉ミルクについてはこれがどういったものなのか、ごめんなさい、私も具体的によく分かりませんが、ステイック状のものなので、これが赤ちゃんに飲ませるものかどうかというのは分かりませんけれども、この中には具体的に生理用品とか何とかというのは上がっておりませんので、それは担当のほうに確認をさせていただきたいと思います。

もしなければ、そんなに大変なことではないので、また備蓄について考えたいというふうに思っております。すみません、答えになりませんで申し訳ありません。

○議長（草田 吉丸君） 横山議員。

○議員（5番 横山 元志君） これに至っても、なかなか当事者でなければ気づきにくいものであるということもありますので、やはりこれも家庭備蓄されるべきものだ。粉ミルクなんかだったらサイクルしやすいもの、やはり普段1缶あるところを2缶にして2缶目を置いておく、1缶目がなくなったら2缶目を出してきて新しい缶を買って置いておく、これを続けていけばある程度家庭備蓄の中で補えるものではないか、やはりどうしても忘れがちなのだが、ミルクはあるけど火がない、火がないから湯が沸かせない、湯が沸かせないから粉ミルク、粉ごと飲ますかつて、そういうわけにはいかないので、やっぱり溶いてミルクの状態にして渡さなきゃいけないので、やっぱり、いいですか、粉だけ備蓄しても大変なことになりますよ、火も沸かせるようにしとかないと。それで、電気ポットじゃもうダメですよ、その場合。ガスが使えないこと、電気が使えないことがありますので、何か火をおこせるものも一緒に備蓄しといてね、というアナウンスも必要だと思いますので、ぜひそちらのほうもやっていってもらいたいと思いますし、今、女性、子どものことを触れてお話しさせておりますけど、もし避難所が開設された場合、女性や子どもにとって、なかなか男性とは違ういろんな問題が起こり得ますので、やっぱりこの女性のことのものすごく大切になってきますので、女性目線の備蓄の仕方、避難の仕方、これもちょっと考えていただきたいと思います。

次の質問に入らさせていただきます。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） 大変すいません。私のさっきの発言で1つ間違っておりました。生理用品は430枚備蓄しております。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） 横山議員。

○議員（5番 横山 元志君） それとですね、それをもし何らかの形で配布する場合があったとすると、これもし男性が配布すると、受け取る側としては取りに行きにくくなるので、例えば、それこそ先ほど言った生理の貧困のときのお話なんかでもあつたように、トイレに常備しておく。この形のほうが、それで、なくなったら足すというちょっとコストがかかるかもしれませんけど、この形がいいのではないかと思いまますので、ぜひ検討していただきたいと思います。何かございましたらお願ひします。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） 避難所もですね、もう十何か所ぐらい開けることがありますので、そこら辺全部対応できるかどうかというのは非常に難しいんですけども、その避難所対応にも、うちの職員、女性の職員が対応することもありますけれども、そういったようなことで極力、さっき議員おっしゃったとおり、極力考慮しながら考えたいと思っております。

○議長（草田 吉丸君） 横山議員。

○議員（5番 横山 元志君） ぜひ、よろしくお願ひします。やっぱりこれすごく大切なことになると思いますので、なるべくトイレに常備の形がいいのではないか。これ、平時からこのようにしとったほうがいいのかな、と思いますので、ひとつよろしくお願ひします。

次の質問に移らせていただきます。次の質問は、町内の公衆トイレの管理についてお伺いします。

町内に点在する公衆トイレですが、これ何か所ぐらいござりますでしょうか。

あと、公衆トイレの管理は、指定管理者が何者で何か所を管理しておられますか。

あと、指定管理者ではなく、町職員が管理する公衆トイレは、あと何か所ございま

すでしょうか。

あと、飲食店や宿泊業など、トイレ掃除には細心の注意を払い、気持ちよく利用で  
きるように努められております。特に我が国のトイレは、他国にもない、デザイン性  
や清潔さのあるトイレが非常に多くあり、それだけでも集客効果があるようなもので  
あります。町内のトイレも、津和野らしいデザインが施されており、より一層の清潔  
さを望むところではありますが、その所見をお伺いします。

ところにより、多目的トイレなどが、障がい者の皆さんや高齢者の皆さんにとって、  
使用しにくい状態であるところがあるとお聞きすることがあります。いま一度、その  
ような当事者の方と、例えばお話しを持っていただくだとか、そういう機会を設け  
ることができるとか、お伺いします。よろしくお願いします。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、町内の公衆トイレの管理について、お答えをさせ  
ていただきます。

町内の公衆トイレは、全部で23か所あり、管理については委託が11か所で、そ  
のうち業者が2者で4か所、地元の管理が7か所、職員の管理が12か所、指定管理  
は0か所となっております。

公衆トイレについては、定期的な清掃とトイレットペーパーなど、消耗品の補充を  
適切に行うことにより、清潔さを保つと同時に、照明などの施設設備の点検を行うこ  
とによって、御利用される方へ快適で安全な環境を提供していきたいと考えます。

また、今後の整備におきましても、設計士や関係者と十分な協議を行った上で、分  
かりやすい案内表示やバリアフリー対応など、利便性や遮音性といったプライバシー  
の確保にも配慮しながら、需要やニーズに応じて、施設整備を行っていきたいと考え  
ます。

なお、多目的トイレでの御不便については、当事者の方の御意見をお聞きしながら、  
対応できることを行っていきたいと考えます。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（5番　横山　元志君）　なぜこのような質問をさせていただいたかというと、  
私も飲食店をやっておりまして、トイレ清掃というものを当時、我々だけでやってお

りました。私の目で見て、きれいになったと思って、そのぐらいでおいとったのですが、ある1名、トイレ要員というわけではないのですが、ウェイターとしてアルバイトでお雇いした人が、トイレを掃除させてくださいと申し出てくれたのです。なんだ、俺の掃除が気に食わないのか、と一瞬思ったのですが、ぜひやってくださいということで、お願いしたところ、もうなんでしょう、私がきれいだと思っていたものが見違えるように、この人はどういう技を使って、このトイレを、私がきれいと思った段階よりも、はるか数倍上のきれいなトイレにしてくれたのです。それこそ、熱量を持つてトイレ掃除すると、トイレってここまでなるのかなと思った中で、ある公衆トイレに行ったところ、もし、うちに勤めているこの方がトイレ掃除したら、もっときれいになるだろうな、決して今が汚いという話をしているわけではなく、もっとできるし、それに、もしかしたら、追いついていないのかもしれない。人員不足であるのかもしれない。そして、これやっぱり、本来汚いであるであろう場所がきれいだとものすごく心象がいいのです。ということは、やっぱりこここの場所を、まず、そして誰もが行く場所になるので、やっぱりここをきれいに保つ。何なら必要以上にきれいにする必要があるぐらいだと私は思います。ですので、ちょっとここにある程度予算を割いていただきたいな、人員を増やすだけではなく、そういうようなトイレ掃除に情熱を燃やす方、おられるかどうか分かりませんけれども、そういう人を発掘するとか、教育していくなど、考えてできることはあると思うところではあるのですけれども、町長何かできることと考えられることが、今、現時点であるでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　イエローハットという会社があります。御存じですかね。車の部品、商品、部品を販売、関連商品を販売される方、その創業者でいらっしゃって、鍵山秀三郎さんという方、御存じでございましょうか。その方が、まずは会社の店舗のトイレ掃除からよくしていこうということで、そういう活動を始められて、本当にすごいきれいなトイレを各店舗に展開されていったということです。

その掃除ということに対する考え方を生き方として学んでいこうということで、全国に鍵山秀三郎さんの教えを傾倒して受け継いでいく、実践をしていく、そういう掃除に学ぶ会ということができました。

これは全国の各地に掃除を通して、いろんな生き方も学んでいくということでございまして、主に公共施設等のトイレを月に1回程度、日曜日に参加者が募って集まれて、そしてその例えは学校のトイレなんかをみんなできれいにしていくというものであります。

私も、益田にも掃除の会、学ぶ会がありまして、もうかなり前ですけれども、でも会員にならせていただいて、何年も前ですが、何年間とずっと通っていたという私の体験もあります。そんな中でどんな掃除をしたかというと、本当に便器も裏の裏まで、しかも今はちょっとそのやり方がどうかという少し贅否もあるとは伺っていますが、素手で本当に掃除をしていくものなんです。私も結構神経質な人間でございまして、本当にそれまではトイレ掃除なんて、ましてや人のトイレなんて、掃除ということは夢にも思えない人間だったんですが、その掃除に学ぶ会の代表の方が、すごく私は尊敬していた方なので、その方に誘われてそれをやってみた。そうすると、もう本当に不思議なもので、その掃除が終わった後は、私自身も顔もつけられるぐらい、そういうすごいうれしい体験というか、勉強というか、そういうことをさせていただいた経験があるということであります。

ですから、本当にそのトイレ掃除の、今日、議員御指摘になっている重要性というのは、自分自身体験を通してよく分かるというところであります、町内のそういう公共施設も、まさにそこまでの掃除が本当にできていけば、すごくいいことだし、それがもしかしたら評価を受けて、観光にもつながっていくということにもなるんじゃないかなというのを、今御質問を聞きながら、そのように自分自身も感じていたところであります。

ただ、実際に業務で、今人を雇用して、その事業に携わっていただいておりますから、まさに掃除に学ぶ会のような、素手で掃除をしてくださいとか、そういうことまでお願いをしていくというのは、現実的ではないんだろうというふうには思っております。

ただ、やはりきれいなトイレというのは、観光地としても非常に重要なことだというふうには思っておりますので、また、そこに従事していただく方に、いろいろな掃除の在り方ということも、御紹介もさせていただきながら、また、御理解も得て、強

制でやらせられるものでもないし、だからあくまでも、その従事される方の一人ひとりの考え方として、できるだけやはりきれいな掃除、トイレを提供していくという、まずは理念を発揮していただくように努めていきたいというふうにも思っておりますし、そういうところから始めていきたいなというふうに感じたところでございます。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（5番　横山　元志君）　なかなかこのトイレの掃除というのは、結構予算がかかることだと思いますが、やはりここを大切にするということは、先ほど町長のお話にもありましたように、非常に大切なことであると思いますので、ぜひ何とかここに注力していただければと思います。よろしくお願ひします。

あと、多目的トイレ等のことになりますが、公衆トイレにかかわらず、例えば公共施設などに設置されているトイレなんかでも、結構使いにくい場所があるとお聞きしております。いま一度、当事者の方とお話しする機会というのは、設けることは可能でしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　商工観光課長。

○商工観光課長（堀　重樹君）　議員の御質問でございますが、全部で23か所の公衆トイレのあるうち、13か所が商工観光課の担当になってございまして、主に観光客の方が御利用されるというふうな使い方をしております。

それぞれのトイレは、それぞれの時期に設計をして、建築をしてきたという経緯がございます。設計自体は設計士さんほうにお願いして、設計のプロということで、造っていただいたということがございます。ただ、そのときにそれぞれ当事者の方がそこに参加してというようなお話は聞いたことがございませんので、現在造っているトイレにつきましては、もう1回造ったところでございますので、根本的に改修するとか、そういうことはちょっと難しいと思いますので、改善するところが簡易な部分でできるようであれば、そういうふうなお話もできるのかなと思います。

ですので、当事者の方、御意見等がございましたら、お聞かせいただけたらと思います。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（5番　横山　元志君）　やっぱり使う人、当事者の声をお聞きするほうがいい

と思いますので、その機会を設けていただけるかどうかというのをお伺いします。

○議長（草田　吉丸君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井　泰一君） 障がい者の関係のお話ですので、お答えします。

公衆トイレの話かと思っておりますが、今、商工観光課長が申し上げましたように、造った年代が違うわけです。その年代年代で機能がどれだけあるか、また予算にも関係するところがあります。

現在、多目的トイレというおっしゃられたとしていますが、今、国交省のほうはバリアフリートイレという言い方を推奨しています。これについては、障がい者のみでなくして、例えば障がい者でも車椅子の人が使いやすいのか、それともオストメイトを利用している方がオストメイト用のトイレが必要なのかとか、また、介護が必要な高齢者と一緒に歩いている中で利用が必要なのかとか、特に最近あるのは、乳幼児の方のおむつを替えるとか、そういうこともできるトイレになっているようなバリアフリートイレというのが多くあるところであります。

ですから、単なる今議員おっしゃられた障がい者にとって使いづらいという、どういう障がい者にとって、どういう意味で使いづらいかというのが具体的に分からぬるので、なかなかお答えがしにくいところですが、ただ、今のような私の話の中で言いますと、高齢者から赤ちゃん、乳幼児をお持ちのお母さん、お父さん方の話を全て聞いて、それが全て賄えるトイレというのはなかなかないということ。

それからもう一つは、最近の問題としては、バリアフリートイレをよく見るように思いますが、どなたが使ってもいいですよと書いてあるトイレが結構あるんですよ。そういうことになりますから。そうなると、一般の健常者の方で必要がない方が、通常のトイレが満員だった場合に、誰が使ってもいいならこっちへ行くわということで、そっちを使う方が多いということを聞いてまして、それによって、本来そこのトイレが必要な方が使いにくくなっていることがあるので、今は機能分担をしたトイレを造ることも多く考えられていると。いわゆる乳幼児さんのおむつ替えができるトイレとか、オストメイトの機能だけがあるトイレとかですね、そうすると、その方が専用のトイレ、その方以外は使えないということになると、そういう当事者の方が安心して使えるというようなこともありますので、ただ、全てがそうなると、今度

はいろいろな問題が出てくるということで、我が町のような観光地で、観光課が所有、管理をしているトイレ、それから建設課が管理をしている公園のトイレとか、いろいろなところでそれぞれの機能が違ったり、それぞれのそこに利用する方がどのような方がおられるかによって、そのトイレの必要性というのは変わってくるのかなと思いますので、さっき、商工観光課長が申し上げましたが、今までの既存のトイレをすぐに改修ということにはならないかもしれません、今後、新たな施設を整備するときには、そこを利用する方のどういう方を対象にした、もしくはその方々にとってどういうトイレが一番いいのかというのは検討していくべきかなと思っております。そのときには当然、当事者の方についての意見というのは聴取をしていくということをまた考えていきたいと思っております。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（5番　横山　元志君）　そうですね。やっぱり当事者の方といつても、どのような障がいがあるか、例えば、ただ当事者だけなのか、当事者の付添いの方なのか、いろいろ考え方や意見、使いにくさ、どんなふうに使うのかとか、いろいろ多岐にわたることだと思いますので、それを一つずつカバーできるものってなかなか難しいのだとは思います。

ですがやっぱり、誰が使うのかということを考えれば、やっぱりそちらの方々の御意見をお伺いして、これから造るものはこれからの考え方できますが、既存に今あるもののことに関しては、やっぱりどうしても大きく設計変更するというのはなかなか難しいことですが、何らかできることがあるようなことがあれば、いろいろ機会があると思いますし、御意見があると思いますので、聞いてできるだけのことはしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、5番、横山元志議員の質問を終わります。

.....

○議長（草田　吉丸君）　ここで10時20分まで休憩とします。

午前10時10分休憩

.....

午前10時20分再開

○議長（草田　吉丸君）　休憩前に引き続いだ一般質問を続けます。

発言順序2、4番、米澤宏文議員。

○議員（4番　米澤　宏文君）　4番、米澤宏文でございます。

通告に従い、質問をさせていただきます。

まず、1点目に、消防団についてであります。

消防操法訓練場の整備・準中型等の自動車免許取得補助についてであります。

まず、1つ目に、消防操法訓練場の整備として、消防団は、文字どおり火を消して防ぐ団体であり、また、水害時には水防団に変わります。そして、行方不明者等様々な災害に、または、そういう活動にできる町内最大の団体であります。

また、各地区に密着し、消防防災のリーダーとして、住民の安心安全を守る重要な役割を果たしております。

現在、町内2か所の消防操法訓練場、日原地域においては日原分遣所前、これは現在駐車場となり、使用できません。津和野地域のなごみの里前、ヘリポートもちょっとかねて使用されておりましたが、これも今、使用できない状況であります。

消防操法訓練場の整備は、島根県の消防操法大会、この出場を抜きにして必要な設備であります。ここ、重要なところです。大会のための消防操法訓練場ではありません。

これも、兼ねてもいいんですが、新しく入団された方が、消防操法のポンプ操作、ホースの巻き方、延ばし方、筒先操作などの基礎を習得しないと、火災現場に駆けつけても活動することはできません。消防団にとって、消防操法訓練場は必要不可欠な設備であります。

道の駅なごみの里、下隣の町有地があります。ここのそばの側溝は、年間を通して湧水があり、この場所に消防操法訓練場を整備してはいかがでしょうか。

2番目に、準中型車等自動車免許取得の補助。

近年、自動車免許制度が複雑になり、普通免許で総重量3.5トン以上の消防自動車の運転ができない団員が増えております。

2017年（平成29年）3月12日以降の普通免許取得者は3.5トン未満の車

両しか運転できないこととなっております。通常の大きい消防ポンプ自動車は4トン以上あります。

消防団員の準中型車免許の取得に対する公費助成金制度が総務省で創設され、市町村が消防団員の準中型車の取得の助成をした場合、助成額の2分の1に対して特別交付税措置を講じております。

1つ目の質問ですが、消防団員の準中型車自動車免許の取得費用に対する公費助成制度を創設してはいかがでしょうか。

2つ目に、オートマチック限定免許からマニュアル免許取得費用の助成をされてはどうか。

災害時、団員が各消防詰所に集合しても、消防車両が出動できない事態が今後想定されます。

この免許につきましては、1人2人が持つとったんでは駄目です。もう消防団員の大半が持っていないと、車は動かないと思います。消防団員の方は、皆仕事を持つおられます。いつも津和野におけるとは限りません。ということで、非常に大切なことなんですが、以上、1点2点の質問をいたします。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、4番、米澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

消防団についてでございます。

まず、消防団は、地域防災力の中核として重要な役割を担ってきましたが、全国的に団員数が年々減少しており、特に、若年層の入団者数が著しい減少傾向にあるなど、課題を抱えております。

そのような中、消防操法訓練は、御指摘のとおり、団員のポンプ操作法、ホースの巻き方延ばし方等、基礎的な知識の習得など、放水までの一連の基礎的操作、動作などを習得する手段として、これまで行われてきたところでございます。

しかしながら、一方では、団員の負担軽減のため、全国的に消防操法訓練や大会等について検討がなされており、島根県においても島根県消防操法大会の隔年開催の実施や、実施種目の見直し、簡素化等についても検討を行っているとお聞きしております

す。

近年の異常気象や生活環境の変化から、各地で自然災害が増加している中、地域住民の安心安全を守るために、消防団に期待する活動や役割は、消火活動のみならず、多岐にわたって求められ、重要性も高まっていると考えております。

今年度は、第3次津和野町消防団総合整備計画の見直しの年となっており、その計画の中で本計画は、消防団のあるべき姿と進むべき方向について、基本的な方針を定めると位置づけられております。

今後、見直しを協議検討する中で、津和野町における消防操法の在り方や、御提案をされた「道の駅なごみの里」の下隣の土地の整備も含めた、消防操法訓練場の整備についても、検討していきたいと考えております。

2つ目の御質問ですが、平成29年3月12日に施行された道路交通法の一部改正により、準中型自動車免許が新たに創設され、普通免許で運転できる自動車の車両総重量が、5トン未満から3.5トン未満に引き下げられ、施行日以降に普通自動車免許を取得された方については、車両総重量3.5トン以上の車両の運転ができなくなりました。

現在、津和野町消防団で所有する車両のうち、現行制度の普通自動車免許で運転ができない車両は、第1分団及び第2分団にそれぞれ配置しています水槽付き消防ポンプ自動車と消防ポンプ自動車、ポンプ付積載車の計5台が該当します。

また、これまで導入されてきました消防ポンプ付積載車についても、近年では更新の際、オートマチック仕様にて発注を行うことで、徐々に、オートマチック限定免許でも運転ができる車両が増加するよう計画しているところでございます。

消防団員数が年々減少している中で、津和野町消防団では、車両総重量3.5トン以上の消防自動車を現在所有しており、将来的にも、当該自動車を運転する消防団員の確保も必要となることから、準中型自動車運転免許等の取得に当たっての助成についても、県内及び全国的な事例なども参考にしながら、検討してまいりたいと考えております。

○議長（草田　吉丸君）　米澤議員。

○議員（4番　米澤　宏文君）　まず、1つ目の質問でございますが、この消防操法訓

練場整備は、再度申し上げますが、県大会等の操法大会出場を抜きにして、絶対に必要な設備であります。

したがって、この場所が最適と思われるのは、まず、町有地であること、そして、湧水の側溝があり、せき止めれば水利の確保が簡単であること、消火栓も要りません。タンク車で搬送の必要もありません。ここからくみ上げれば済むことであります。水利権者がいないこと、これはこの土地に詳しい人に聞きました。昔は、なごみの里が田んぼであったり、いろんなことがあったんで、水利権者等いろいろあったとは聞いておりますが、現在はおらない。

ただ、湧水を、バイパスの上に湧水場所がありますが、その湧水は、権利者がおります。ただ、その湧水があふれた水がそこへ流れているだけだそうでございます。そして、中座バイパスのすぐ下であり、交通的に便利なことが条件であります。

このような好条件ですので、ぜひとも前向きに検討するべきであると思います。これから先、新入団員の方が入っていただきても、砂利道でやったり、あそこでやったりという訓練よりはいいと思うんですが、前向きに考えていただけますでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　操法訓練場についてでございますが、先ほど来議員のほうから御提案のありました道の駅なごみの里の下隣のほうだと思うんですけれども、そこだけに限らず、町内でもですね、今、まだ具体的にどこだっていう候補はございませんけれども、そういった候補を挙げながらですね、今年度実は、先ほど町長の答弁にもありましたように、総合整備計画を今年見直す年になっております。

その中で、できればそういったような、操法の在り方も含めて、全体的なところをこの中で、基本的なところをあわして協議するわけですけれども、その中で、また、そこの委員さんの御意見も聞きながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（草田　吉丸君）　米澤議員。

○議員（4番　米澤　岩文君）　2番目のオートマチック限定免許から、マニュアル免許取得費用の助成ということで、なぜこれを取り上げたかといいますと、今年の出初め式、山口市に籍がある方が消防団に入っておられました。ちょっと、たまげたんですが。この方は津和野出身で、日中はほとんど津和野の事業をされております。後で

聞いて、どうしたんかと聞いたところ、ポンプ車を運転する人がいないというより少ないから、消防団に入ってくださいと言われて、今、今年5年表彰だったんです。初めて知ったんですが。

そんなこともあります。今後、その方達も年を取ってできなくなる、おらんかつたとき消防車両が出動できなくて、恥をかくのは津和野町消防団、そして津和野町と思っております。

益田自動車学校普通免許、普通車の免許取得者は、ほぼオートマチック限定車が多いと聞きます。免許制度が複雑となり、普通車マニュアルから準中型車取得で12万9,800円、最短で6日間かかるとあります。オートマチックからすると、今度は15万、ちょっと高くなりまして15万4,000円ぐらいかかります。かなり高額となり、やはりこれも日数がかかります。

団員の方が、消防団のために、自費でこの免許を取得するとは私は考えられません。普通の生活には、ただこのオート限定であれば、十分間に合うはずですので、全国では既に多くの自治体が、総務省の補助制度を活用しているとの報告もあります。津和野町もできるだけ早くこの制度を採用し、実行に移すべきではないでしょうか。質問いたします。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） 先ほど来から話が出ております準中型に、このたび平成29年3月12日に道路交通法の一部改正によりまして、これまで普通免許で5トンまで、たしか運転できたものが3.5トン未満に引き下げられたというところでございまして、消防団のほうに支障が出るというところでございますけれども、先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、今、1分団、2分団に、それぞれそれに該当するいわゆる3.5トン以上の車両が5台ほど今所持しているところでございます。

あとはもう積載車でございますので、小さいのが多いんでございますけれども、それプラス、やはり消防車でございますので、前からマニュアル車が結構多くございまして、ここ最近、ここ二、三年ぐらいのところでは、今更新をしとるんですけど、今年度も、今回の6月定例にも1台提案をさせていただいておりますけれども、更新をする際には、オートマチック車に徐々に切り替えておるようなとこも今行っておると

ということでございます。

助成につきましてはですね、これも予算が伴うことですんで、なかなか検討をすることも必要だと思うんですけれども、例えば、一例申し上げますと、これ、出雲市さんの例でございます。県内でも、幾らかやっとるんですけれども、出雲市さんの例で言いますと、例えば、準中型免許を取得した場合は8万6,000円、それから、オートマ限定解除をした場合には2万6,000円の補助をされております。

これにつきましては、普通免許を有する準中型免許を取得しようとする者で、消防団に5年以上おると確約できたものに限るということになっております。

そういったような、いろいろと県内でも、あるいは全国的にもいろいろな例が出ておりまして、その辺をまた検討させていただいて、またどうするかというのを検討していきたいというふうに思います。

ちなみに、先ほど議員さんおっしゃられた特別交付税の関係でございますが、おっしゃられるとおり、消防団員の活動環境整備といった特効のメニューによりまして、準中型免許につきましては補助金額の2分の1ほど特別交付税が交付されるということは確認をしておるところでございます。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） 米澤議員。

○議員（4番 米澤 宏文君） この免許取得については、まだ、今すぐというわけではないでしょうが、これから先、どんどん若者が入っても運転できない状態となります。ぜひ、早めの取りかかりをいただきたいと思っております。

では、2番目の質問に入ります。

津和野道の駅なごみの里についてであります。第3セクター津和野開発から三保電機株式会社への引継ぎについて質問をいたします。

1つ目に、三保電機株式会社の幹部の方に4月にお会いしたとき、外資系ホテルが建つことと場所も御存じなかった。また、泊食分離のホテルであることも知らないとのこと。このことは、外資系ホテルの進出が確定した後、協議されるのでありますか。

2番目に、グラウンドゴルフ場の管理についての引継ぎはどのようにされたのか。

運営交代の4月以降、6月までの2か月間、一度も芝刈りをされておりません。なごみの里のグラウンドゴルフ場の草は伸び放題。一方、シルクウェイのグラウンドゴルフ場は造園会社に委託し、すばらしく管理されております。

津和野町が設置したシルクウェイとなごみの里のグラウンドゴルフ場で、このよう大きな施設管理で差が出ることは地域住民にしこりが残ることを非常に懸念しております。

なごみの里のグラウンドゴルフ場管理は、津和野町でするべきではないかと改めて今思っております。なごみの里のグラウンドゴルフ場は、多くの方が健康管理や懇親の場として利用されております。

次に、グラウンドゴルフ場と歩道の区切りにある色あせたトラロープが鉄杭で仕切られています。多くの観光客の方が通行する場所であり、観光津和野のイメージ低下が大きいと思います。三保電機株式会社に経営移行するまでに対処すべきではなかったのでしょうか。

以上2点、お伺いいたします。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野道の駅津和野温泉なごみの里についてお答えをさせていただきます。

まず、外資系ホテルの本町への進出に関しまして、詳細は公に発表しておりません。進出が確定し、然るべき状況になった際には公表し、必要に応じて関係各所と協議、調整を行ってまいります。

次の御質問ですが、本年4月より、津和野温泉なごみの里の指定管理者が変更するに当たりまして、グラウンドゴルフ場を含めた植栽の維持管理について、前管理者及び町より引継ぎを実施しております。

維持管理費用につきましても、これまでの実績から算出した額を指定管理料として支出しております。ただし、管理の範囲として定めた個々の業務について、外部委託を含めたその方法については、町が強制するところではありませんので、指定管理者へ一任をしております。

なお、議員御指摘のトラロープの件であります。これは、グラウンドゴルフ場で

使用するボールがグラウンドの外へはみ出さないよう、20センチ程度の低い柵を設置しているため、その柵の目印として、足元の注意喚起を促すために設置しているものであります。

今のところ、安全面を考慮すると必要なものと認識しております。ただ、議員御指摘のとおり、道の駅なごみの里は、町民の方々の憩いの場であると同時に、観光客が訪れる場所でもあります。

今回の御意見を参考にさせていただき、新しい指定管理者となった三保電機株式会社とも協議をし、周辺住民の方々と一緒にになり、地域に愛され、観光客のイメージアップにつながるような道の駅づくりに努めてまいりたいと考えております。

また、グラウンドゴルフ場の管理の状況全般につきましては、三保電機株式会社に確認をしましたところ、芝生の手入れにおける対応は、若干の遅れがあったとのことではございましたが、外部へも委託をしながら、景観の保持に努めていただくことと確認しております。

○議長（草田　吉丸君）　米澤議員。

○議員（4番　米澤　岩文君）　まず1番目の三保電機株式会社の幹部の方の外資系ホテル進出を、いろんなことを知らなかつたということは、これは昨年の12月議会の同僚議員の一般質問答弁で、事業者が発表を行つたとき実施に向けて検討したいとのことでありましたが、詳細といいますか、泊食分離等いろんなことを知らないということなので確認のためにさせていただきました。

次に、グラウンドゴルフ場の管理についてであります。

なごみの里のグラウンドゴルフ場は、車を運転できない方や、また、津和野の中心から16キロ離れた、すばらしく管理のできたシルクウェイのグラウンドゴルフ場に行けない方など多くおられます。

3月の新年度予算において、維持管理費3,880万円のうちに、グラウンドゴルフ場の整備も含まれていると思いますが、シルクウェイにちはらのグラウンドゴルフ場は、管理委託料397万円が明記しております。

なごみの里のグラウンドゴルフ場は、指定管理者一任は少々無責任ではないかと思っております。委託元の津和野町の意見、要望ができないとは思いません。雑草は

4月、5月、6月、7月、8月、大体、この期間ぐらいの一雨ごとにどんどん伸びます。

この雑草の除去といいますか、芝刈りといいますか、この伸びたときの苦情といいますか、苦言の窓口が見えません。どこへ言えばいいのか。まだ、なごみの里の駅長といいますか、支配人も決まっておりません。そして、グラウンドゴルフ場愛好者も様々です。

いろんな地区、老人会、いろんな方が大会されますが、統一したグラウンド愛好者、代表者というのは決まっておりません。誰が言えばいいのか分かりません。

したがって、私が思うのは、三保電機株式会社は、あくまでも民間会社であり営利会社であると思います。したがって、無駄な出費は控えたいと思うのが普通ではないかと。これではいけないので、このグラウンドゴルフ場に関しましては、やはり町から草の身長に合わせて必ず芝刈りをしてくださいと、申し入れるのが筋ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　今の御指摘のグラウンドゴルフ場の芝刈りの管理でございますが、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、若干、時期はずれましたけれども、今は完了しております。

議員御指摘のように、今後、町の責任の管理の中でやるべきではないかという御意見ですが、今、指定管理料を3,800万円程度で、今年も契約をしておりまして、その中にはグラウンドゴルフ場の管理費も含まれております。なので、あくまでも指定管理者の三保電機株式会社さんにおかれで、これをやっていただきたいというふうに考えております。

なので、今のところ町で直接やることは考えておりません。ただ、作業上、今、おっしゃるように4月、5月の中で、草刈り等に着手できなかつた、ましてや、支配人等がまだ決まっておらず、そうしたことの苦情の窓口も見てこなかつたという御指摘に関しましては、ちょっと真摯に受け止めまして、きちんと三保電機とも話をしながら、今後の対応施策については協議をしてまいりたいというふうに考えております。

なお、民間の方々でございますので、当然、経費面についてはシビアに三保電機も

考えておるようでございます。今まで、町内の造園会社等に、グラウンドゴルフ場の芝刈りも含めて管理委託をしておりましたが、その契約内容も、今、見直しを行つてあるところでございます。

そうしたことに伴い、若干、作業に遅れが生じたというふうに伺っておりますので、今後は、その契約が整い次第、早急に取りかかれるよう配慮するよう、我々も指導してまいりたいというふうに考えております。

○議長（草田 吉丸君） 米澤議員。

○議員（4番 米澤 岩文君） 4月、5月で、雑草が伸び放題、30センチ伸びたのあります。これを見かねた愛好者の方が、自主的にちり取り5杯も6杯も取って捨てたというのを見られている方もおります。

これもちょっと間に合わなかつたので、やめたとの話ではありますが、6月5日になごみの里に行ってみました。3日、4日で芝刈りもされておりました。グラウンドゴルフ場内の。

そして、4日、5日で樹木の剪定もされておりました。これは社長以下、私が見たときは5人で、社員でやっておられました。ということで、今後も、広島からみんな社員を連れてきてされるのかなと思ったのですが、今、答弁を聞きますと、造園会社と契約されるとのことで安心しております。

窓口については、それこそ、もう2か月なりますが、それも聞いたのですが、はい、まだです。支配人といいますか、駅長さんといいますか、まだ決まっておりませんとのことでしたが、造園会社との契約ということで安心を取りあえずいたしました。

次に、グラウンドゴルフ場と歩道の区切りでございますが、観光津和野にとって大変不適切な景觀です。場内の20センチの柵との目印として、足元の注意喚起を促す柵のことではありますが、もっと見栄えのいい、スマートなといいますか、そういう柵に高くなくてもいいので足元であれば、もうちょっと見栄えのいいものにするべきであると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） これも議員がおっしゃるとおりでございま

して、以前も米澤議員にも、この点について御指摘もいただいたと、私、記憶しております。

当時は管理会社が、株式会社津和野開発でありましたので、そのことも申し伝えておったまま、私どももその後のチェックを怠っておったというふうには反省しております。その後、私も現場に参りまして、今回、御質問いただいたということで確認をいたしました。

当面はやはり、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、グラウンドゴルフ場の小さい柵があるので、足元の注意喚起ということの意味では一定の効果があろうかと思っておりますが、御指摘いただいたように、確かに観光地津和野としては、お客様に対しまして、決して見栄えがいいとは言い切れませんというふうに私も思っております。

これも今後、新しい指定管理者となりました三保電機株式会社様と協議しながら、早急に対処してまいりたいと考えております。

○議長（草田 吉丸君） 米澤議員。

○議員（4番 米澤 実文君） それでは、トラロープの件、よろしくお願ひいたします。

それでは、3番目の告知端末放送について質問をいたします。

これはある集会において、町民の方の意見で、なるほど、これはええのではないかと思ったので取り上げてみました。

町内の主な行事を前日に告知端末放送でできないものでしょうか。例えば、太鼓谷稻成神社2月の初午大祭に合わせた命婦狐の失せ物探し道中など、次の日の新聞で知ったと。こんなことがあるなら見に行ったのにとかいうのが何人もおられましたので。

それとここに写真に資料でつけておりますが、これはA4ぐらいの大きさなんですが、ここに命婦狐の行事が載っておりますが、とても見られもせんし、何日も前に、これをもらって見ても、なかなか覚えているわけにはいかんと思います。

告知端末放送の定時放送において、熊情報、お悔やみ情報など、ほかの各課の情報等も放送はされますが、多くの町民が聞いておられます。私もチャイムが鳴って定時放送ということになれば、テレビの音も消して聞いております。

この放送によって、各種行事に見物者が増えることで各種事業の活性化につながるものではないかと思っております。町広報紙や新聞にチラシで入っていることもありますが、主な行事は前日の告知端末放送が有効と思われます。

明日のことであれば、皆さん、ほぼ忘れません。令和1年、津和野町民族芸能保存協会17保存会から1団体が退会し、16保存会になっております。本年、民族芸能保存協会16保存会から1保存会が退会し、15保存会になっております。

このことは人口減少の影響もあり、人手不足もあるとは思いますが、見物客が増えることで励みになり、継承、継続につながるものと信じております。もちろん、いろんな町内の行事も同じことであると思います。人が行って見て、多くの人が集まるところで、継承、継続につながると思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野町ケーブルテレビの告知端末放送についてお答えをさせていただきます。

各種行事の実施に当たりましては、広報誌や嘱託文書の配布、告知端末放送の活用等により、町民の皆様への周知を図っているところでございます。

これまでにおいても、各種行事においては、告知端末放送にて放送することも行ってまいりましたが、今後についても、情報の必要性や時期を検討し、放送することで、より有効的な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

あわせて、情報発信力の強化により、民族芸能等の継承、継続につながることも期待しているところでございます。また、告知端末放送は、自治会単位や学校区単位でも告知放送をすることができます。地域の皆様方に、地域の行事などのアナウンスの手段として有効利用していただきたいとも思っております。

○議長（草田 吉丸君） 米澤議員。

○議員（4番 米澤 岩文君） この告知端末放送設備は、町内全戸に設置されており、ものすごく有効な宣伝媒体と思っております。

先ほども言いましたが、熊情報やお悔やみ情報、町の情報等、これを聞く方といいますか、視聴率は非常に高いと思っております。各行事の期日を何日も前のチラシや放送、放送といいますか、映像などで流しても、なかなかずっと覚えておくわけには

いかないと思っております。

例えば、この命婦狐の失せ物探し道中、あと青原で言えば、網代という行事があります。御所車を引っ張る、なかなか若い者が本気で二、三十人で引っ張ります。これなども放送されれば見に行ってみようかな。見物客も地元のぐらいの方でございましたが、放送すれば、いろんなほかのところの行事も行かれる方がおるのではないかと思いますが、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、4番、米澤宏文議員の質問を終わります。

.....

○議長（草田　吉丸君）　ここで11時15分まで休憩といたします。

午前11時03分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（草田　吉丸君）　休憩前に引き続いで、一般質問を続けます。

発言順序3、6番、沖田守議員。

○議員（6番　沖田　守君）　議席番号6番、沖田守であります。サンネットで御覧いただく町民の皆様にあらかじめお断りを申し上げたいと思いますが、私、喉頭がんを患いまして、声がこのようにしゃがれてしまいました。お聞きにくい点があると思いますが、御容赦をよろしくお願ひしたいと思います。

質問は2項にわたっています。

最初の質問は、公共工事の入札の在り方についてであります。

10年ぶりの質問に立ったということでありまして、10年前を思い起こしながら、今日は町長に2点説明を求めるわけでありますが、この公共工事の在り方、1点は、釈迦に説法ではありますが、入札の意義、定義。税金を使って、貴重な町民の税金、国民の税金を使っての公共事業の入札でありますので、それにふさわしい定義を、まずは釈迦に説法ですが、お尋ねをしたい。

2番目は、今、我が町は請負金額が4,000万以上の建築工事、一般競争入札に付される建築工事のみを今日は対象に質問させていただきます。

町長就任以来、今日までずっと、町内の業者を優先したいと、このような町長の強い希望で、町内二、三者しかいない、資格者がいない業者で入札が繰り返し、この10年間で15件の1億を超える建設工事を拾い上げて表にしてみました。

その結果は、落札の状況は15件中10件が2つの会社、4件が2者と書いてございますが、3者ありますから、御訂正を願いたいと思います。1件のみが4者の参加で入札が実施されました。したがって、全く競争原理が働かず、実に、予定価格に対して、落札率は99%以上が15件中12件、97から98%が2件、唯一4者で入札をしたときだけ92.1%、このような状況になっており、極めて、非常にでなしに、異常に非常に高い落札率であります。通常、一般競争入札は80%台が普通だと言われておりますが、我が町については異常に高い落札率になっておると私は思うのであります。

そこで、これまで議会で、私も過去、議長8年間務めましたが、再三にわたって町長には、この入札のやり方では是正をしないと駄目だということをくどいほど指摘をしてまいりましたが、町長は、「ほかの議員からの意見はない。地元業者を優先したい」という一点張りで、今日までは正されずにまいりました。

この10年間の表にいたしました落札合計金額は、32億5,000万円、増額変更が中にはありますから、優に40億以上の落札金額になっておると思いますが、仮に土木工事は町内十二、三者の業者がおられて、十分競争原理が働いて、落札率は90%前後、令和4年の場合でありますが、令和5年は少し二、三ポイント上がって九十二、三%になっておりますが、このような状況であります。

仮に土木工事まで落札率が下がると、推定でありますと、3億円近い財源が確保でき、後ほど消滅可能性自治体からの脱却のところでも申し上げたいと思いますが、産業振興や医療や福祉、教育、その他もろもろの町民が求める予算に充当できるのではないかと、私はこのように思っております。なぜ改められないのか、その理由を改めてこの場で再度お尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、6番、沖田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

公共工事の入札の在り方についてでございます。

町が発注する公共工事の入札に当たっては、関係法令や国が示す指針等に基づき、高品質な成果品を適正な価格で調達するとともに、地域経済への貢献と町内事業者に受注機会を確保する観点から、事業ごとに一般競争入札と指名競争入札を用い、実施しております。

そして、総務省や国交省等の指針を参考に、町内事業者の受注機会の確保を図るため、津和野町建設工事等入札参加者等選定要綱を定めており、町内事業者を優先した地域要件等を指名審査会で決定をし、入札を執行しております。こうしたことから、1億円以上の建築工事については、これまで町内では3者が特定建設業許可を有しております、対象となっております。

町内事業者が本町の建築工事を受注することにより、下請業者も町内事業者が採用される可能性が高くなります。元請業者へ支払われる工事代金が町内下請業者に配分されるとともに、やがて元請業者及び下請業者から、例えば車の購入代金や車検代、燃料購入などを通じて、工事代金が町内自動車会社や石油販売店等へ流れしていくことになります。そして、それらの事業者に関する者が町内料飲店を利用したり、地元小売店を通して、日用品や特産品を購入されることにより、工事代金の流れの裾野が広がっていくと理解をしております。また、こうした工事代金の流れの恩恵を受けた事業者や関係者に法人税や住民税を納めていただくことで、津和野町行政に資金が還流することとなります。

長年にわたり続いている人口減少により、町内経済は年を追うごとに厳しさを増しており、公共事業による町内経済への支援は雇用の確保と合わせ、非常に重要であるとの考え方から、公共工事における町内事業者優先の入札を実施しているところであります。

次に、工種の違う建築工事と土木工事の落札率を同列に論ずることは、現実的ではないと考えております。諸経費率の違い等により建築工事は利益率が低い設計価格となる傾向にあり、それが高い落札率の要因としても挙げられるとともに、一方で落札をするための最下限価格として設定する最低制限価格については、同じく諸経費率の関係から、土木工事と比較して建築工事はもともと高く設定されることとなります。

実際に、島根県に準じて最低制限価格に関する要綱の改正を行った平成27年度以降、1億円以上の建築工事において、予定価格に対する最低制限価格の設定率は平均値で94.05%となっており、御指摘の土木工事の落札率90%程度で落札することは現実としてあり得ません。

また、過去に遡り、1億円以上の事業において、町外事業者にまで対象を広げ、入札を実施したものに、平成26年の青原小学校校舎建築工事があります。このときは益田市の4業者を含む6者で入札を行い、落札率は99.75%でありました。また、直近では文化財関連事業となることから、町外業者も対象として実施した津和野庁舎耐震補強・改修工事においては、町外より2者に参加を頂き、落札率98.96%で決定しております。

さきに申し上げたとおり、建築工事においては、落札金額が諸経費率等による利益率の関係から、予定価格となる設計価格から大きく乖離しない傾向を認めており、町外の業者の入札の参加によって落札率が大きく下がるとは言い切れないと考えております。

以上のことから、3億円近い財源の確保という御指摘については、現実に即したものとして受け止めることは難しく、正常ではない入札がこれまで実施してきたとは考えておりません。

なお、町内事業者の増加により競争力が確保されることは大いに歓迎するところでありますが、昨年に町内1者が特定建設業許可を取得され、本町の1億円以上の入札における参加資格を有されることとなりました。今後も、更なる町内事業者の参入を促進し、町内経済支援と競争力推進の両立を図ってまいりたいと思います。

最後に、御質問において、本町1億円以上の建設工事の中で、4者参加により92.1%の落札率となった入札を提示されました。これは令和3年度日原第1水源地浄水場移設整備工事を示しておられるものと推察しております。この工事の工種は建築工事ではなく、水道施設工事に位置づけられるものであり、最低制限価格についても土木工事と同様の算出方法としており、他の建築工事と同列に比較することは難しいことを御理解を頂きたいと思います。

○議長（草田　吉丸君）　沖田議員。

○議員（6番 沖田 守君） 通り一遍の説明を頂いて、なかなか納得はできません。

これまでも、全員協議会契約案件の提案の折、もう先ほど申し上げたように、私は私なりにこの入札については異論を唱えて、是正を随分御指摘を申し上げたのであります。一向にその反省すらないということで、誠に残念であります。

最初に申し上げたように、この入札は税金を使って、町民の大事な税金であり、国民の税金を使ってやる公共事業の入札でありますから、あえて町長には、釈迦に説法ではあるけども、その入札の意義をお示しいただきたいと申し上げて、今、お話を頂いたわけですが、確かにおっしゃるとおりもありますよ、しかし、一般競争の本来の趣旨、精神はどこにあるかということをよくお考えいただきたい。まず一つは、公平性でなければならない。そして、この入札そのものが、本来は津和野町へ一般競争に入りたいという申出をしたら、広く多くの方々に参加をいただかねばならない。これが本来の一般競争の趣旨でありますから。

そうは申しましても、土木工事のように、町内に十二、三者も業者がおれば、それは津和野町入札選考要綱等々の中で、地理的条件を課して町外の業者を排除することは確かにできるんです。それをもって、町長は、町内に僅か3者しかおらない資格者、その業者を相手に、申し上げましたように、15件まで1件は、御指摘のように私が水道事業というものを建築と勘違いしていましたから、それは外しても、14件のうちですよ、たった僅か2つの会社で入札をして、その入札率は99.78だと。およそ町長しか知り得ない予定価格に100%近い落札で全部落札されておる。

私は、ここには問題があると。その危険性をなぜお考えにならないのか。ひょっとすると、これは談合につながるおそれがある。そのぐらいの配慮をされて、もう少し小さな金員等入れて、業者が5者、6者、7者になるようにして、そうして入札をするのが町の取る立場ではないかと私は思う。

それを、町内業者を優先すれば、先ほどからいろいろ御説明になった、これも私に言わせれば、そんなことを私は問うておるのではない、当たり前、町内を還流するのは当然のこと。それはそうですが、それ以上に公平性が保たれねばいけないのではないかと。そうしないと、町民のあの大事な税金が、私に言わせると、6,500を切ってしまいました我が町の人口の町民をないがしろにした入札だと言わざるを得な

いんですよ。

それでもまだおやりになると。私はどうしてもあなたの、そのお気持ちについていけません。役場の中で入札審査会をおやりになると、そういうお話ですが、あなたの幹部は、副町長以下、今日並んでおいでになる幹部連中は、私と同じような気持ちで異論を吐かれる幹部職員は一人もおられないんですか。これまでのその経過を、町長、説明してください。あなたがおっしゃるとおりに幹部職員は皆、追随しておるんですか。そこら辺はお伺いしたい。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） 当然、最初にお答えをした回答について、その考え方というのは、これは私だけの考えではありませんで、指名審査会の中でも、こういうことについて議論をしてまいりました。そして、その指名審査会でも全員一致の上でこの入札の方式を取っているわけでございますので、指名審査会で、今まで私の記憶では、誰一人、異論が上がった声は聞いたことがありません。そういう中で、この指名審査会で決定をした入札の執行の制度だということあります。

○議長（草田 吉丸君） 沖田議員。

○議員（6番 沖田 守君） よく分かりました。

我が町は町長の指導力が強いというか、幹部職員ただ一人異論がなく、審査会でのほとんど私の考えに100%皆ついてきたと、こういう今、回答がありました。誠に残念ですが、1人や2人は反旗を翻すぐらいの幹部職員が私は欲しいと、こう思います。

一番最初に回答になりました青原小学校の改築のときに、よくも町長、これ何回も事例を出してお話しになりますが、あのときの記憶は、私はまだ、まざまざと覚えておりますが、あれは、耐震補強工事で、青原小学校はやることになっておったんですよ。ところが欠陥工事が出て、急遽解体をして、改築をせざるを得なかつたと、こういう経緯の物件、案件ですよ。そのときに解体は随意契約でもって契約をしたという、異例の処置を取った案件ですよ。そのときの関係議員、私を含めて3人ほど今、この席におりますが、多分覚えておいでになると思う。

そして確かに、益田市の業者を入れて、本町の業者2者と、合わせて6名の入札一

般競争をやったんです。で、町長、今発表になりましたが、我が町の1者だけが予定価格の範囲内で、99.75%の落札率で業者が落とした。そのほかは我が町のもう1者と、益田市からお入りになった4者、これは全部予定価格オーバーの応札をされた。幹部連中はほとんど、あのときに居たのは副町長ぐらいしか多分席には居らなかつたと思うんですが、幹部の職員もその状況を知らないと思います。今、町長と私と道信議員、米澤議員、このぐらいしかその経過は知りません。確かに97.5%、いや99.75%、我が町の1業者しか予定価格の範囲内で応札したんですから。ある意味では、最低価格をいかに応札したと同じような、失格扱いと同じような状況だったんですよ。

これが、一例出して、益田から業者を入れるという、落札率が下がる要素がないと、こうおっしゃる、知らない者はそうやつたと思う。私は中身を知っているから、そんなことはまともに受けるわけがいきません。なぜたってそのときだけ終わつたんですか。あれから大きな工事はたくさんありました。ごく最近で申し上げると、これは昨年の学校給食センター、当初予算6億が、終わつてみれば12億になつたんですよ。

そして、今、とくとくと、建築工事と土木は違うちゅうお話をとくとされましたか、あのときに、急激な建築資材の高騰で、2億数千万の追加がいる。それ2へん目の追加ですよ。いっぺんは入札前に、建築資材の高騰、仕様の変更等々があつて、そうして入札をして、それからまた受注先の建設会社から契約、約款条項26条でもつて、追加の請求がなされたんですよ。そのときに、設計の担当した業者から、我々議員は説明を受けましたよ。そのときのことをよくお考えください。

建築には、工期の延長による損害まで認められるが、土木にはそれはないんだと。こういう説明でしたよ。いかにも建築工事は価格が安いから、諸経費がそんなに見てないから、落札率はそんなに落ちないのが妥当だとおっしゃる。

確かに青原小学校のときも、このときの最低制限価格は89.9%でしたよ。今町長は、27年以降は94%ぐらいだと言つましたが、この青原小学校のときには、最低制限価格は予定価格の89.9%、約90%でしたよ。あなたのおっしゃることはね、全て理屈どおりにいつてないんですよ。よく検討してみてくださいよ。

それも、それから、これは町長も認められておるがね、公共事業の建築については、

土木は分かりませんよ、私も詳しくは。民間の建築事業と、2倍、3倍になっているじやありませんか。あなたも公共工事の単価が高いというのは、今までにもおっしゃったことがある。

それは、あなた方の仕事ですよ、県やら、国に、それを働きかけるのはあなた方ですよ。あなたには、過去、町村会の会長という重職も与えられた時期があるんですから、国や何かに、もうちょっと働きかけをして、建築のこの単価は、こんな地方の単価も、東京の単価も、一緒にやっても、学校給食は、坪単価を言うのです。とんでもないことになっとるんですよ。申し上げますよ、あえて。

約、まあ、2階建てで、立派な11億なんぼ、調度品まで入れたら12億を超えたんですから、設計等も入れてですね、これ、坪当たり340万もかかったんですよ。

340万ですよ。鉄骨でやろうが、木材でやろうが、そんなに大差があるわけはないんですよ。それが、我が町にふさわしい施設にしたらどうかというように勢いと、町長、顔をしかめて、学校給食というのは、安心・安全をモットーにする施設だから、当然、隣接調査やなんかの事例も、このぐらいかかるのは当然だと、我々に向かってそういう説明でしたよ。私は何を考えておるのかと、本当立腹しましたよ。もうちょっと、規模縮小も考えて、金のかからない、安心・安全は人間がやることですよ。これは今日言う必要がありません、通告もしておりますが。

給食センターが動き始めて、後ほどの議員が指摘するかも分かりませんが、異物が混入したと言うのですが。

すぐに我々に入ってきた、冷凍のパンが出てきた、こんなニュースを聞こうとは夢にも思わなかった。だから後ほど、いろんな事情があったんだから、私は事実無根であってほしいと願いますよ。しかしながら、僅か2か月ばかりの稼働で、こんな情報が我々の耳に入ってくるということは、議員の相当の数の人がその情報をつかんでいると思うんです。これは後ほど同僚議員が指摘すると思いますのでやめますけれども、事さらさように、このようなことがあるということを承知の上、建築については決して安くない、高い公共投資をしとるんですよ。したば、なおさらのこと、入札で僅か町内2つか3者しか、ほとんどがたった2つの入札をして、私に言わするとそれだけの落札の差額が出れば、先ほどから申し上げて、何べんも申し上げている、これこ

そ駄遡に説法です。

人口減少対策、定住対策、思い切った策が打たれたはずなのに、あるいは産業振興、医療や福祉、教育、もろもろ町民の求めに応じて予算執行ができたはず、悔しくてならない、残念ながら、もう一度確たる回答を願いたいと思います。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、学校給食センターのお話をいただきまして、これが建設コストが上がったという、それは事実であるわけでありますが、今の御質問のことについて、学校給食センターとその入札という、このことのいわゆる私自身には関連性というのがあまり理解できなかったというのが率直な印象でございます。

学校給食センターのことについて、今ここで更に話をするべきではないと思いますが、ごく簡単にだけお話しさせていただきますと、安心・安全に提供するというのは、今の衛生基準に満たしてやるために、肉の処理室、野菜の処理室、いろいろな施設を、設備を分けて、部屋を分け、そしてそこに設備も入れていかなければならぬ。そういう衛生基準になっているものを満たそうと思えば、子どもの人数関係なく、これが基本的には最低限の規模の施設を造ったんだというところでございます。

そして坪単価が今300万という、40万というお話もありましたが、それはやはり物価高という影響を受けたわけでありまして、決して津和野町だけが今異常な実績になっているわけではなくて、ちょうど同じスケジュールで進んでおった近隣のこの給食センターも、坪単価は同様の300万程度になっているとそういうものもあるというところであります。

そして今、私は知り合いの町長、村長さんから、実際今給食センターを今から造るところは数多くございまして、津和野町の、今経てきた苦労、どうしたんだというようなことも数多く取材を受けているというような状況でありまして、決してこれは津和野町だけが異常に高い給食センターを造ったわけではないということは、何とぞ理解をいただきたいというふうにも思っております。

そうしたこと踏まえて、国のほうにも、この地方での建設コストのいわゆる非効率性、そういうものもしっかり訴えてお願いをしているところであります。そういう中で、国からは交付税等で、いわゆる東京等の首都圏に集まったお金を地方へ配分を

していくという、そういう機能を交付税の機能で持っているわけですが、そういうことを通して地方にも配分をしていただくので、津和野町としては本当にありがたい特別交付税、普通交付税を数多く金額を頂けているというものにつながっているということも、何とぞ御理解をいただきたいと、そのように思っております。

それから、青原小学校の校舎の改築工事でありまして、最低制限の設定率が、私どもの数字では90%ちょうどというお話もいただきました。そのことが何を意味した御質問なのかというのが、私にはちょっとはかりかねたわけですが、さきにも申し上げたように、それは平成26年でありまして、平成27年以降、最低制限価格のこの算定方法の在り方というのが、国の指針に基づいて、島根県に準じて、町の要綱も変えて変わったわけであります。ですから、平成27年度以降のこの入札については、最低制限価格は、最初の回答でも申し上げたように、平均値で94%に上がったというお話でありますので、平成26年のこの最低制限価格に関しては90%であり、それに対して我々が何ら口を申し上げることもないというところでございますし、それをもって異常という話にはならないというふうに受け止めております。

そして、今回から反問権を使ってもいいということにもなったので、使おうかどうかと思いましたけれども、正直やはりできるだけ反問権というのは使うべきじゃないというのが私の思いなので、ひとまず今、反問権を使うのはやめておこうかと思っておるんですけども、実際に先ほどの青原小学校の予定価格を、1者のみが下回って、ほかは全部上回ったので、それが入札として異常だというふうな。（「そうじやない」と呼ぶ者あり）そういう私は受け止めをしたわけでありますが、決して、その入札がだからといってその結果をもって異常だということにはならないわけであります。

あくまでも公平に入札を行った結果、1者だけが予定価格を下回って、そこが決定をしたという話でありますので、そこに対して不正だとか異常だとか、そういうものではないということは、あえて私のほうからもお話をさせていただきたいと思っております。

それで私が質問を受け間違えているのであれば、また訂正をして再質問をいただければありがとうございます。

○議長（草田 吉丸君） 沖田議員。

○議員（6番 沖田 守君） それは私の質問の仕方が悪かったのかも分かりませんが、青原小学校のときはですね、正常に応札をして、6者の方が応札をされた。

そして本町出身の1業者だけが予定価格の範囲内で、99.75%で落札をされた。

それであとは我が町の1者も、益田から入られた4者も、全てが予定価格オーバーの応札をされた。入札は変だという意味じゃありませんよ。こういう結果になったんだから、私の言うこと分かりますかね、結果として1者だけが有効な投票になったということですよ。落札になった。したがって、99.75%で我が町の業者が落札をしたというのが青原小学校の改築工事。したがって、この1点だけを例にとって、外部から入れれば安くなる、そんなものではありませんよという説明が納得いかんちゅうですよ。たった1回しかおやりになってない。なぜならば平成17年9月25日に、旧津和野、旧日原と合併をした。そのときに、あなた方は、当時まだ合併したときの町長は町長ではない、議員ではあったけど、そのときにおつくりになった津和野町入札選定要綱、これは指名競争と随意契約をそれで決めとるんだ。

そしてあなたが町長になって、平成22年、一般競争の入札要綱を初めておつくりになった。そのときに、入札公告第5条の2項で、必要に応じて次に掲げる条件を付することができると、そういう中に地理的条件、営業所の所在地を入れて、町外の業者を排除する、こういう項目は、22年の9月1日告示第45号で、あなたは、こしらえて告示されているんですね。これに基づいて、今、町外からの事業者の参入をストップさせているんですよ。なぜそこまでおやりになる、わずか本町には3つの会社しかおらない。それを排除せといふのではありませんから、その中に、益田圏域の資格のある業者を入れて、正々堂々と、そして透明性のある、公平性のある入札を実施して、我が町の業者が落札してくれる、このことは誠にありがたいことだ。あなたがおっしゃるように、地域の中で、町内で資金が還流していく、これは望ましいことだ。私は思います。なぜそれをおやりにならないの。たった3つの会社のことを思って、おやりにならないとしか町民は受け止めませんよ。そのことを申し上げているんです。このことについてはつきり御回答ください。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） このことについては、最初に御回答申し上げたことの繰り返

しになるかもしれませんけれども、基本的に地方自治法、それから品確法、いろいろな法律に基づいて、この入札制度をつくっているということ、それとともに、やはり国、県、特に国のほうでありますけれども、いろいろな指針を毎年いただくという中において、やはり地元経済へ配慮した、町内という言い方はないですが、地域内の事業者の確保、受注機会の確保、こういうものにも配慮した入札と契約を推進してくださいというような指針も示される。そういうことに基づいて、津和野町としては、この町内優先の入札を執行しているといったところであります。

建築については、もう繰り返しになりますが、私は今までの実績や、それから予定価格、最低制限価格の設定の計算の方法等により、予定価格から大きく下回って乖離するような結果にならないという傾向にあるというのを、町としては認めているといったところであります。

ですから、例えば建設工事、今後、町外の業者を入札に参加をさせる、そして仮に町内の業者だけよりも1%、2%程度、その落札価格が下がるかもしれません。可能性としては、当然、あるかというふうに思っております。

ただ、例えば5億円のハード事業計画をする、そして5億円に元請業者が受けたときに、その町外業者が元請としてその受注をされた場合には、ほとんどその5億円という町の公共事業の工事代金が、全部とは申し上げませんが、大半はもう町外に流れていってしまうというところであります。

これが仮に町内だけでやって、町外を入れたときよりも1%高かったとしたならば、5億円の事業であれば5億500万円という数字になってまいります。ですから、5億円のお金がみすみす町外に流れるよりも、500万高くなても5億500万が町内へ流れしていく。それが最初にも申し上げたように、町内のいろんな裾野へ、広がり、お金が、そしてやがては税金としても町に還元をされていくということ。それをやはり優先をするべきだというのが、私どもの町内業者優先の入札の考え方ということであります。

そして、その町内へお金が流れていくことの意義というのは、これも以前にお話をさせていただいたことがあるわけですが、先ほどのように元請業者から下請業者、あるいは車の販売会社、ガソリンスタンド、料飲店、クリーニング屋さん、薬局、

いろんなところにお金が流れています。

そしてそのことで、町内で事業をされている方が、町内に住んでいただいているということです。そして、その方々の多くの皆さんのが消防団員に入って、これは一例ですが、消防団員にも入っていただいているといったところです。

昨日も火事がありました。そして、昨年の12月から、もう3回、4回、火災が起こっています。その前の枕瀬で起きた火災も、夜中の11時過ぎに消防団員の皆さん出ていただいて、そして消火活動等にも警戒にも当たっていただいたといったところです。

それはやはり、町内で事業者がいて、そして従業員でもいらっしゃると思いますが、そういうことが成り立つことで、消防団員として活躍をしていただけることがあります。

残念ながら人口減少で、消防団員の数もどんどん減っております。そういう中で消防団員の数は非常に重要であります。特に消火活動においては、これは役場の職員も消防団員にたくさん入っておりますから、一緒に消防活動に当たることができます。しかし大雨警戒のときには、役場の職員は消防団員であっても……。（「議長」と呼ぶ者あり）

津和野町の災害対策本部の業務に当たっていただきやならない……。（「議長、時間がなくなる。分かりましたけ。よろしいです。結構ですから、やめてください、時間がなくなるから」と呼ぶ者あり）

○議長（草田 吉丸君） 町長、簡潔に。それじゃあ。

○町長（下森 博之君） こういうお話をさせていただいているのは、町民をないがしろにしているというお言葉があったので、決してそんなことではないんですけど。（「はい、分かりました、分かりました」と呼ぶ者あり）

この町内優先の入札をするということは、それだけ消防団活動にもつながって、6,000人の人口を守るという、そこに意義もあるんだということを、私としてはお訴えしたかったという、そういう思いでございます。

○議長（草田 吉丸君） 沖田議員。

○議員（6番 沖田 守君） この前も全協でお話聞いた、消防団員を抱えるから、

それは確かにそうかも分かりませんよ。しかし、町長、よく考えてください。

公共事業をなりわいにする会社ですよ。消防団員を自分の会社から出すのは、至極当然、義務もあると思うんですよ。町長はいかにも、それがために、その会社へ、聞こえようによつてはね、変に聞こえますよ。

だから地元の業者を、消防団員に入つとてくれるから、消防、よその職場におる方、団員を出しておる企業など、あなたはどう説明されますか。公共事業をなりわいにしとる建設会社から、消防団員がたくさん出とる、至極当然。私は当然の義務でもあると思う。ちょっと間違えないようにしてほしい。

それから、もうこればっかりやると時間がなくなりますので、これについては置きますが、どうしても町長おやりになるというなら、これはあとはもう町民の判断しかありませんから、それは、これ以上、私は申し上げません。

ただ、これを続ければ必ず何か起きるという可能性を持つと、非常に危険だということだけを申し上げて、次の質問に移ります。

反問ですか。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○議員（6番 沖田 守君） 反問ですか。反問なら、議長。

○議長（草田 吉丸君） 町長。いや、反問……。（「反問じゃありません」と呼ぶ者あり）

じゃありませんか。町長。

○議員（6番 沖田 守君） 反問じゃなかったらやめてください。時間がないから。

○議長（草田 吉丸君） 町長、簡潔に。

○町長（下森 博之君） 消防団員は、建設業者のみを対象として言ったわけではありません。建設業者から下請業者、そしていろいろな業種へ裾野が広がっていく、その事業者の一人ひとりが、全員とは申しませんけれども、消防団に自発的に入ってきていただいている、ということでございます。それははつきり申し上げたいということと、そして、指名審査会でも了解を得てやつてきているということも、もう一度言わせていただくとともに、これは議会の、2月に総務経済常任委員会があつて、入札に関するその調査をいただきました。

そしてそのときに、この町外業者も入れることについて、私も質問を受けましたので、私の考えを、今日お話ししたようなことを、お話をさせていただきました。そのときに私は、一定程度私の思いというのも、議会のほうでも、委員会調査では御理解をいただけたんではないかという、はっきり分かりませんが、感触も持ちながら帰ってまいりました。

そして3月の定例議会に報告書が出されて、その報告書を見たときに、私の考えというのは一定程度理解していただけたものだというふうにも思っておりました。そして、その理解は正しいことかどうかということも、その後、議長に確認をさせていただいて、町長の理解でいいんではないかということで御了解もいただきてきて、今を迎えていたところです。

ですから私としては、この入札制度の在り方について、町長として独善的に、独裁的に、これを意地を張って、これを続けてきているわけではありません。それは、議会制民主主義もしっかりと尊重した上で、そこで私の意見もぶつけて、そして駄目なものなら駄目、いいものならいい、そういうことを経た上で、議会にも一定程度の理解を得たんだというふうに、私自身は理解を今までしてきたというところです。

ですから、町民にもいろいろな御意見があるかと思いますが、私自身はこの考え方について町民から異論を聞いたことは一切ありません。そういう思いの中で、私はいろいろな手続を踏んだ上で、独善的ではなく、この入札を執行しているということだけは胸を張ってお伝えをさせていただきたいと思います。

○議長（草田　吉丸君）　沖田議員。

○議員（6番　沖田　守君）　分かりました。

以上で、入札については終わります。

次の質問に入ります。

消滅可能性自治体の発表が、人口戦略会議4月の25日、新聞報道がありました。

全国で704市町村、島根県では雲南、奥出雲、隠岐の島、そして我が津和野町が不名誉なレッテルを貼られたわけでありますが、この10年前、日本創成会議、これも増田寛也さんが座長になって出されたものであります、10年前の日本創成会議でも今回と同じような統計で発表されて、そのときには島根で8市11町村がある中、

19市町村の中で16の自治体が消滅可能性のある自治体だ、という発表でありましたから、島根の19のうち16もその対象になるのなら我が町もやむを得ないな、ちいと努力をすりやあ何とかなるんではないか。その程度に私どもは受け止めとったと思うんです。

しかし今回の発表は、その16市町村の中で12の市町村は見事努力をされて脱却された。残った4つ、けつから2番目が我が町。こんなレッテルを貼られて、そのニュースが飛び交う中、町の人達は大きなショックと不安を抱かれたと私は思うんです。

私どもはこの10年間、一体何を対策として打ってきたんだろう。考えましたが、なかなか浮かんでこない。町長はこの春、経常経費があまり影響しないように、各課からいろいろ論議をしていただきて、新しい施策を講じて、という発表をされた。確かに私もありました。

私は納得できなかった。このような小手先の手法で人口減少に歯止めがかかったり、定住対策は前向きに進むなんて、こんなことはあり得ない。思い切った施策を、少々大金を投資してでもやらないと、とてもじゃないけど効果は出ないということで私は反対しましたが、議会はすんなりと通りました。

でも、私はこういう情報が流れとるさなかに、NHKの大河ドラマ、千姫が誘致のために茨城県の常総市というまちですか、そこへお招きをいただいたと。千姫まつりをやるからお招きをいただいたということで、町長は我が町の議長を伴って出かけられると。この神経が私は分からぬ。

町民が非常に不安がって、明日の日原は、津和野は大丈夫かと、こういう状況がある中に、議長にも一言申し上げたいが、今日は（　）ということではありませんから申し上げませんが、二元代表制の一角を担う議会の議長は、町長に、むしろ、こういう時期には町長、出かけるべきではない、自重しなさるのが本當だと、自肅を促さにやならん立場に私はあると思うんですが、いささか軽率であったという気がいたします。これは今日は申しません、というような状況です。

町民は不安におった中、なぜ、ひょこひょこという表現が悪いならそれは訂正しますが、議長まで飛び乗って千姫まつりにお出かけになった、あなたの危機感というのはその程度なのかというのが聞きたい。

これから町長任期も我々任期も、あと2か年を切ってしまいます。僅かな任期しかない。こういうような不名誉をどうして挽回する。消滅可能からは完全に脱却したという、起死回生の手法はないかも分からん。

しかし、この間、今日お集まりの幹部の皆さんを集めて緊急会議でも持ったとか、あるいは5月には臨時会も持たれた、全員協議会も持たれた、あなたの口から消滅可能なこの情報は、我々議会のほうには一言もありませんよ。この6月議会で我々が質問の形で取り上げて、問いただすのであって、あなたのほうからこういうことになって申し訳ない、一言もない。どういう神経をされるとか。

これから僅かな月日、年月しかありませんが、挽回の手法でも、この難局にどう対処されるのか、はっきりとした決意をお聞きしたいと思います。どうぞ。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、消滅可能性自治体からの脱却についてお答えさせていただきます。

人口戦略会議が本年4月に発表した地方自治体の持続可能性につきまして、消滅可能性自治体に分類されたのは、島根県内においては19市町村のうち、本町を含む4市町でした。同時に、10年前の発表で消滅可能性都市とされた県内自治体のうち、12市町がそれを脱却しました。

これまで、定住・少子化対策に懸命に取り組んでまいりましたが、こうした結果が出たことは非常に残念であります。また、消滅可能性都市というレッテルも影響したかと思いますが、ショックを受け夢や希望を失った町民がおられるとの御指摘であり、そうした皆様にはつらい思いをさせておりますことに、心からおわびを申し上げたいと思います。

一方で、全国1,729自治体のうち、744自治体が消滅可能性自治体に分類され、約43%の自治体が該当しております。多くの有識者が指摘されているように、国全体で人口が減少傾向にある中で、約半数の自治体が将来的に消滅の危機にあるということになれば、やはり国からも直接的な対策を講じていただきたいという印象を改めて持ったところであります。

また、消滅可能性自治体の定義が、20歳から39歳までの女性人口の減少率に着

目したものとなっておりますが、3月議会において今年度の施政方針でも述べたとおり、年齢・性別を問わず、本町の人口減少は全体としても改善の兆しを見せる状況にありません。私が町長に就任した直後の平成22年国勢調査では、本町の減少率は11.4%であり、島根県内市町村では一番高い数値となり、消滅可能性都市においても全国上位に位置しておりました。

人口減少は様々な課題を生じさせますが、商工業出身である私にとって一番に危惧したことは、経済の縮小による町内商工業者の閉塞感と将来展望に対する気持ちであります。そうした方々の苦しみや思いを共有する中で、人口減少に歯止めをかける町政運営を一番に心がけるべきと考え、これまで厳しい財政状況にあっても行財政改革を断行し、様々な対策事業に取り組んできたところであります。

しかしながら、その後の国勢調査においても若干の数値の改善は見られるものの、町内経済の閉塞感が払拭できるほどには到底及ばない減少率の数値が、明白な結果として出ております。町長4期目という長期に及んでいる私にとって、これまでの取組に対する現状の結果はいかなる言い訳もできるものではないと、厳しく受け止めているところであります。

こうした状況を踏まえ、令和6年度からの2年間を人口減少重点対策期間として位置づけ、短期的効果を得られる視点からの取り組むべき具体策を、庁議において議論を重ねてまいりました。

本町ではここ数年来、0歳児からのひとつくり事業を推進するとともに、教育の魅力化による定住対策に取り組んでおります。これは、藩校養老館教育の流れをくみ、歴史的に教育立地を志向してきた本町にとって、全国のサービス合戦に追従することのない、特色ある人口減少対策としてふさわしいものであり、その信念に搖るぎはありませんが、一方で、教育の魅力化は時間をかけて醸成されるものであり、早急な結果が求められるものではありません。

こうした観点から、今後においても中長期的な視点から教育の魅力化による定住対策に取り組むことと合わせて、短期的な視点からの人口減少対策について、幾つかの新規事業に取り組んでおります。

消滅可能性自治体に該当した事実は、真摯に受け止めなければならないと思ってお

りますが、10年前との比較によれば、若年女性の人口減少率は改善されていることも発表されておりますので、過度に悲観的にならず、引き続き人口減少対策に全力で取り組みたいと考えております。

なお、千姫まつりの御指摘もいただきました。長々とは申しませんけれども、これも今年築城700年、津和野城跡、これが迎える中で観光振興という観点の中、これも一つの理由があつて行ったことでもあります。

誘致の会は議長にも入っていただいておりますので、ほかの加盟自治体も首長、議長等も出て来られる中で、これはやはり行っていかなければならぬ、私のほうからお願いをさせていただいたものでございます。

○議長（草田　吉丸君）　沖田議員。

○議員（6番　沖田　守君）　ほとんど時間がなくなりましたので、もう少し厳しくお尋ねをしようと思いましたが、やめまして、先ほどから千姫のまつりに行かれたのはそれなりの理由、それが加盟の町村の中に入つとるのを、議会で議長からも報告があつて我々議会も同意したんですから、そのことをとやかく言うんじやありませんよ。

今、消滅可能な筆頭格に格付されたこの町の町長が、NHK大河ドラマの実現のために、そのさなかに出かけられる心境が私は分からんと、もう少し危機感を持って緊急の幹部会を開くとかするようなことが大事ではないかと、議会にもこういう事態だからどうしようかという問題の提起をされるのが必要ではないかと、このことが申し上げたかったなんですが、一向にその反省はないようありますから。

今回は私もこの議会で最古参、最長老の立場に立ちましたので、そこそこ厳しいこと、礼に反するような失言も若干出たと思いますが、お許しをいただいて質問を終わります。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、6番、沖田守議員の質問を終わります。

.....

○議長（草田　吉丸君）　ここで1時30分まで休憩といたします。

午後0時15分休憩

.....

午後1時30分再開

○議長（草田　吉丸君）　休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。

発言順序4、11番、川田剛議員。

○議員（11番　川田　剛君）　議席番号11番、川田剛でございます。通告に基づきまして質問をさせていただきます。

まず、学校給食センターでございます。津和野町学校給食センター建設事業に関する調査等特別委員会において、教育長より小中学校以外への給食の供給について、夏季休業中の放課後児童クラブへの給食の提供や、保育園、高等学校への給食の提供を視野に入れているとの答弁があり、補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律に照らして許可が必要になるか判断が必要とのことでありました。

津和野町学校給食センターに関する補助金については、学校施設環境改善交付金7,688万2,000円、これが令和3年度津和野町一般会計補正予算（第10号）がこの施設の補助金に当たり、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の第12条第2項に定められている、施設整備計画の作成が義務付けられていると思います。

あと財源として、過疎債8億620万円、合併特例債2億1,030万円も充てられております。

まず第1点目の質問として、この目的外使用の許可、学校給食センター、学校給食以外に使われる目的外使用の許可が必要となるものについてお伺いします。

次に、現在の津和野町学校給食センターの供給数についてお聞かせください。

そして、供給数の拡大について、いわゆる保育園や高校などへの給食の提供、このことについての現在までの進捗状況についてお願ひいたします。

○議長（草田　吉丸君）　教育長。

○教育長（岩本　要二君）　それでは、11番、川田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

学校給食センターについてでございます。

津和野町学校給食センターの運営に当たりましては、安心安全な給食を提供するため、調理員が一丸となって給食を提供しているところです。新施設となり不慣れな点もありますが、安定した給食提供に取り組んでまいりたいと考えているところでござ

います。

まず、1つ目の御質問でございますけども、議員御質問の補助金に係る目的外使用の許可が必要となるものについては補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条において「補助事業者等は、補助事業者等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。」と定められております。

学校給食センター建設の補助金に係る目的外使用について島根県に確認をしましたところ、学校給食を提供する期間でないことと、学校給食の提供に支障がない範囲であれば、目的外であっても使用することは可能であると回答を得ております。

また、県への申請も必要ないとのことでありました。

続いて2つ目の御質問でございますが、学校給食センターの供給数については、日によって喫食数に変化はありますが、1日約460食を提供しています。供給の拡大については、今年の夏休み期間に町内の児童クラブに調理を提供したいと考えており、関係機関との調整を進めているところです。

また、他の施設への調理の提供等につきましては、今年が新津和野町学校給食センター運営開始初年度ということもあり、1年間の運営や人員体制を振り返り、社会変化等を考慮した上で検討してまいりたいと考えております。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（11番　川田　剛君）　津和野町学校給食センターの目的外使用、いわゆる高校ですか、小中学校以外への給食の供給についての質問でありますけれども、今の御答弁の中で、学校給食を提供する期間ではないこと、これがまず1点。学校給食の提供に支障がない範囲であれば、目的外であっても使用することが可能。これが2点目だと思うんですが、この2つの条件、この1つ目と2つ目の条件というのは、両方備えていないといけないものなのか、それとも1つずつの条件が満たしていれば、どちらかでもいいのか、ちょっとこのあたりが分かりづらかったので。

学校給食を提供する期間ではないこと、まずこれは1点ですね。なので、放課後児童クラブ、夏休み休業中は出せる、それは分かるんですよ。学校給食の提供に支障が

ない範囲であれば、これは期間内であってもなのか、どうなのかというのをお尋ねしたいと思います。

○議長（草田 吉丸君） 教育長。

○教育長（岩本 要二君） 今、議員のほうから学校給食の提供に当たっての支障に当たる部分ということでございますけども、この部分につきましては、令和2年の12月に文科省のほうから、公共学校施設整備等補助金等に係る財産処分の承認等についてという通知が発出されております。その中に、申請手続というふうなところがございますけども、一文を読み上げさせていただきます。

「なお、学校教育の目的で使用している学校施設について、放課後や休日等を利用し、学校教育に支障を及ぼさない範囲において一時的に学校教育以外の用に供するなどの場合には、財産処分には該当しない」というふうなことで書かれておりますので、全文の中で、休みを利用してそういった学校の教育に支障を及ぼさない範囲であればいいということになりますので、両方の条件が必要になるんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） 川田議員。

○議員（11番 川田 剛君） 理解しました。と言いますのも、調べたところ、ある学校給食センター、出雲市にありますが、ここは出雲市のある学校給食センター、小学校7校、中学校3校、幼稚園が6園、それと2つの教育支援センターであったんですよ。高校とは書いていなかった。なので恐らくこれは、学校給食の時間、昼食ではなくて朝か昼かなど、今、感じました。なので、そういう部分で、教育支援センターが2つということだと思うんですが。

それにしても、幼稚園が6園入っているということは、恐らくこの給食センターも同じような補助金を使っているんだろうと思いますので、幼稚園に出せるんであれば、保育園にも出せるのかなというふうにも思っております。そのあたりも検討していただきたいと思います。

なぜそういうことを言いたいかと言いますと、やはりこの学校給食センターというのは、当然、義務教育学校、小中学校の供給を目的とした施設ではあります。当然、

それを怠ってはいけませんが、今後の社会情勢、今分かる段階で言っても少子化はどんどん続いていくと。

そうしたときに、供給の数も当然そうなんですけども、そこで働いていらっしゃる方の人員、そこも確保していかなければいけない中で、やはり供給数の激増、激減というのには、本当にシビアな問題だと思います。ですので、そういうことが起こらないように、教育委員会としては、そういう準備をしておくことが必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　教育長。

○教育長（岩本　要二君）　御意見ありがとうございます。

先ほども御答弁をしておりますけども、補助金の適正化、いわゆるこの法律におきましては、目的外使用は絶対駄目だというふうには規定はしておりません。承認を得ることと書かれておりますので、我々としてもそういう目的外使用する場合には、国、県等に相談させていただきながら、そういう取組が進むように進めていきたいと考えております。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（11番　川田　剛君）　この夏の放課後児童クラブの供給を開始しようとされていることで、大変ありがたく思っておりますし、恐らく多くの保護者さんが大変助かるのではないかと思っております。ぜひ実現に向けて検証等されていただきたいのですけども。

先ほど同僚議員から、私、通告に上げておりませんけれども、質問があるだろうということで質問させていただきますが、私の耳にも入っておりました、5月上旬の頃であります。保護者さんから相談を受けました。

その内容というのが、冷凍のパンが出てきたということです。私自身も学校給食センターの説明会でその説明を受けましたけれども、こういったサンネットの放送がある場でのことでもありますので、いま一度確認をさせていただきたいと思います。

それと、同僚議員から、入ってはいけない物が入っていたという話も耳にしました。私が聞いたのは、タニシだろうと、巻貝のような物だろうということで、児童生徒がそれを見つけて教職員のほうにそれを伝えたという話でした。

学校給食について、我々一般人からすれば異物混入ということになるんだろうというふうにも感じるんですけども、私、説明を受けた中ではそうではないような、いろいろなルールがあるとは思うんです。

ただ一方で、食べる側とすれば、どんな物であっても口に入れたくない物が出てきたら驚きますし、ルールではこうなっているんだということであっても、やはりなるべく起きてはならない問題だと思います。そのあたりの経緯について説明がありましたら、お願いいいたします。

○議長（草田　吉丸君）　教育長。

○教育長（岩本　要二君）　今、議員のほうからお話がありましたように、先月のところで学校給食のほうに、あえ物の野菜に小さいタニシが混入していたということで、学校のほうから報告を受けております。また、冷凍パンにつきましても、パンのほうがまだ冷たいというふうなこともあります。報告も受けているところでございます。

誠に申し訳ないというふうに思っているところでございますけども、先ほど議員もおっしゃいましたように、学校のほうで学校の先生が、児童のほうからそういった話を聞いて、一応取り除いたというふうな形で対応させていただいております。

給食調理場の現場におきましては、野菜等につきましても洗浄を徹底して対応しているところでありますけども、今後におきましてもそういったことでの再発防止という観点から、更に、そういった野菜等の洗浄等につきましては徹底していきたいというふうに考えておりますし、冷凍パンにつきましては、どうもこの4月からパンの大きさが変わったというふうなこともあったりして、解凍する時間を定めておるようなんですけども、その時間が、そういったパンが変わったということで、時間が、持つておったマニュアルよりもちょっと時間がかかるようなことがあったということで、その辺も、今、改善をして取組をしておるところでありますので、引き続いてそういった対応をしていきたいというふうに考えております。

それから異物混入につきましては、混入マニュアルというふうなものを作成しております、それに基づきまして対応させていただいております。このマニュアルの内容につきましては、次長のほうから説明をさせていただきたいと思います。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本 博之君） それでは、先ほど教育長の答弁にありました、異物混入に対するマニュアルでございます。こちらのほうにおきまして、この異物というところでまず定義をさせていただいております。

まず、いわゆるリスクが高い危険異物というところの中で、金属類、あるいはガラス片、鋭利なプラスチック、それからいわゆる異臭というような、そういういった物の中で人体に影響を及ぼす物というもののリスクが高い物については、危険異物という区分で分類をさせていただいております。

それから、虫であったり、髪の毛、そういったところにつきましては、リスクが先ほど申し上げたものよりも低いという判断の中で、非危険異物というような区分をさせていただいております。

こちらもまず、危険異物混入が発見されたときには人体に影響が大きいというところで、給食のストップであったりとか、そういったところでの対応、それから給食を止めることになりますので、それに対する保護者さんへの説明、そういうことをマニュアルのほうで定義をさせていただいております。

一方の虫とか非危険異物につきましては、こちらについては給食の状況等によりますけども、学校のほうでそういうものが発見された場合には、学校のほうでそういう異物を取り除いていただき、状況等を確認をして、安全性を確認をしていただいた上で喫食を継続というようなことで、マニュアルのほうは定義をさせていただいているところでございます。

ただ、議員おっしゃったように、そういう物、異物という物はないにこしたことではないことは当然でありますので、引き続きそういう、なかなか、異物、虫等の混入を防ぐというのが100%できるというところにはなかなかなりませんけれども、できるだけそういう異物の混入がないよう、引き続いて給食センターのほうでは点検をし、調理をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（草田 吉丸君） 川田議員。

○議員（11番 川田 剛君） 恐らくヒューマンエラーというのは、必ずどんなすばらしい工場であっても、必ず起きてくるものだと思います。起きた後にどうするかというのが大事になってくるんだろうというふうに思っております、このたびの場

合というのが、髪の毛とか虫であればそうはならなかつた。タニシっていう、タニシなのかそういういた巻き貝のようなものだったということで、これは僕は、非危険異物と今おっしゃられましたけど、タニシを口に入れても多分危険なんじやないかなと思うんですね。

その辺の線引きというのは、恐らく教育委員会がされると思うんですが、ただ、口にする生徒、そして保護者にとっては異物なわけで、そのあたりの部分を今の説明であれば、確認して安全だから再開されたと思うんですけども、保護者からすると何も発表がなかつた、これは隠蔽なんじやないかというふうな捉えられ方をしたんだと思います。

そのあたりもしっかりと、保護者の皆さんにも周知していただきたいと思います。こういった場合には公表され、こういった場合はなるべく起こらないようにしますけど起こる可能性があると、そのあたりはしっかりと周知していただきたい。そして今回タニシが入ったことについても、結構話には出ていたようですので、このあたりも学校のほう、もしくは保護者のほうに周知していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　教育長。

○教育長（岩本　要二君）　このマニュアルの内容につきましては、今、議員のほうからいろいろ御意見をいただき、ありがとうございます。

給食関係で保護者の皆様にいろいろと便り等の文書を出しますので、その中にこういったマニュアルの内容等を盛り込んで、保護者の皆様にお知らせをしていきたいというふうに考えております。

また、そういったときの対応につきましては、また学校等と協議して、どういう対応を取るかというのは、また通知文書を出すかどうかというところも、学校サイドと協議させていただいて対応させていただきたいというふうに思います。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（11番　川田　剛君）　新しい施設ですので慣れないところですとか、難しい点も多々あると思いますけれども、学校給食は口に入るものですので、しっかりと今後も、安心安全な給食の供給に取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。

町民からの要望の処理ということで、質問を上げさせていただいております。

町民からは各課に様々な要望があると思いますが、その要望があった場合、どのように処理をされているのかお尋ねしたいと思います。

ある自治会長によりますと、3年以上解決されていないものもあり、かつ担当者はほかの課に異動して、要望がどのようになっているのか懸念されておられます。先般開催された津和野町の自治会長、嘱託員合同会議においても、このことについて発言されたとおっしゃっておられましたが、この町民からの要望の処理の方法についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、町民からの要望の処理方法について、お答えをさせていただきます。

町民の方々からの御要望は、自治会を経由した要望書の提出、担当課への来庁、電話による御連絡のほか、町議会の方々や行政相談員を経由する場合など、様々な形で承っております。また、町政座談会を通じ、それぞれの自治会における懸案事項や町政に対する御意見・御要望についてお伺いしております。

要望内容については、道路関係等のインフラ整備に係るものから、社会福祉、教育、商業、農業など様々な分野に及んでおります。こうした中、平素より町内各地域から多くの御要望をいただいていることから、限られた予算の中で様々な事業を執行しなければならないことから、現地調査を実施した上、緊急性や重要性、あるいは経済効果、地域均衡、公平性などを考慮した上、必要とされる事業について具体化することとなります。

自治会長さんからの御要望が長年にわたり解決されていない事案についてですが、さきに述べましたとおり、緊急性や重要性、そして経済効果、地域均衡等を考慮した対応が必要なため、実現までに時間を要するものや実現することが限りなく難しい案件もあります。

また、民事不介入の観点から個人等同士の事案、またはトラブルの仲介、特定の方に対する不当な優先的な取扱い、不利な取扱い、不利益を与える類のものについては

行政が介入することができないことについて、御理解いただきたいと思っております。

このようなことから、要望に対して、御意向に沿った前向きな回答や事業化ができなかったことを要因とした厳しい御意見について、一概に職員の対応に不備があったと断定することはできませんが、丁寧な御説明が不足していたのであれば、その対応について反省しなければなりません。

行政職員は常に住民に真摯に向き合い、期待と信頼に応え、より満足度の高い住民サービスの提供に努めるよう、心がけなければなりません。今後も、町民の方々からの御意見、御要望に対して職員が真摯な対応ができるよう、指導してまいりたいと考えております。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（11番　川田　剛君）　我々も要望を行いますので、職員の皆さんには大変御迷惑をかけるようなこともあるかもしれません。当然、中には、これは難しいだらうなとか、町の担当ではないかも知れない、いろいろなところがあります。それはそれとして、ただ、受け取っていただいた要望が、その後どうなっているのかというところなんです。

例えば、一例を申し上げます。

今回、私、その自治会長さんとずっとこの町歩きまして、例えば、春日町からずっと金見町まで街路灯があるんですけども、街路灯、まだ5時過ぎでした。この時期の5時過ぎってまだ明るいんですけども、一日中街路灯がついているそうなんです。これもずっと要望されているそうです。

それですか、街路の側溝のグレーチング、これをやり替えてほしいと。こっちでやり替えるから、グレーチングの蓋を置いておくからこれを取っていってくれと言つても、それがずっと置きつ放しだったりですとか、あと、トイレが汚いということですか、道路が陥没している、樹木が枝からはみ出ている、それから河川の清掃、ここ挙げただけでも18項目、私、写真を撮っているんですけども、この全てが要望した後に何も返答がないと。なおかつ、そのときの担当職員はその課にはいなくなっているんだという話でした。当然、その方は文書では残しておられません。聞いたら、その場で建設課なり担当課のほうに行って、こういった要望がありましたということ

で伝えているそうなんですが、当然口頭ですので、職員さんにとっては軽いものから重いものまで、いろんな要望を受け取ると思いますので、全てをメモに取ることは難しいかもしれません、それにしても、そういった自治会長さんですとか、そういういた民生委員の方々が要望に訪れたということは、それなりの重さを持って役場に来られていると思うんですよ。こうしたときに、文章で書いてくださいということもあるかもしれません。逆に言えば、できないようなことであればメモを残すなり、今後の行政につなげるよう、1年かかっても2年かかっても、それはやらなければいけないことだと僕はついていて思いました。

ですので、そういったところの文章ですとか、その要望等の処理の方法、具体的な処理の方法について御所見をお伺いしたいなと思うんですが、町長いかがでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　最初にもお話ししたように、各分野にわたっての御要望をいろいろな場面で年間通して頂くわけでございます。そんな中で、基本的には御要望いただいたことに対しては、特に我々が一番大切にしているのは、自治会の、その地域地域にいろいろな課題があるかと思いますが、やはり自治会としての総意の要望だということを大原則とさせていただきたいと思っております。そうしないと、個人の御要望ということにお答えをしておりましたら、やはりそこに不公平感が生まれてしまうということで、個人の要望であっても、まずは自治会としての了解を取った上で要望してくださいというお願いを日頃からしているといったところであります。

こうした御要望を頂いたときに回答がないというのは過去にも頂いてきた意見でありまして、私どももそういうことではいけないという反省点から、できるだけ、質問を頂いて1か月ぐらいかかるときもありますが、それでも回答がなかったというようなことがないようにというのは、これまでかなり心がけてやってきたというつもりでございます。

なので、今回こうして御指摘を受けたということは、まだまだそこに徹底されていないとか守っていないということがあるんだろうなというふうにも拝察をしているところでありまして、今回の件については、先日——この自治会長・嘱託員会議は5月の初めに行いましたので、6月の初めの庁議で自治会長・嘱託員会議で頂いた御意見

の振り返りをしたところでありまして、今日取り上げていただいていることについても、その庁議の中で議題として上げて解決策について話し合ったというような経過でありますので、今後もできるだけ、そうした回答がないといったような御指摘がないように努めていかなければならぬと、私どもとして努力していかなければならぬなというふうに考えているところであります。

それと、これも最初の回答で申し上げたように、年間通してたくさんの要望を頂くわけなので、やはり財政的な限界から、本当に御要望にお応えできるのは、どちらかというと、もうごく僅かというのが実情でございます。ですので、結局、解決できないままで何年もかかるということもあります。もう10年以上かかるものも当然出てくる、そういうものでございます。

基本、我々は心がけていることは、要望いただいたときには、そのときの見込み、あるいはできませんことはもうできない、これは民間で解決していただかなければなりませんとか、そういうものを回答しております。

ですが、結局、何年も解決ができない今までたってしまったときに、そのときには回答していても、結局、自治会長さんも替わられる場合もあって、今のように役場の職員も担当が替わるという中でまた解決しないわけですから、そのときにまたなられた自治会長さんとかそういうことが、また何年かたった後に、結局あれは何かそのままになってしまっているじゃないかというような現実問題が出てきているということだと思っております。

だから、その辺は、我々としては一度、当時に回答もしているという思いもある中で、その辺の見解の違いというものを、どう整合性を取っていくかということがやはり大事ではないかなとも思っておりますので、今後もそういうことは事務手続としてどういう解決方法があるというのは、また今後、庁議の中でも検討して取り組んでいきたいというふうに思っております。

ですから、担当職員が、恐らく今度異動で替わるというときに、定年退職で課長がもう辞める場合もあります。そのときに、その課長時代に、あるいはその職員が多くの要望を受けていた、それをきちっとどこかにまとめるという形の中で、それが新しい担当者が、今まで積み重なった課題というのは、要望は、主に一覧でもいいから、

こういうものがあるんですということが把握をできる。今は、ある意味ではＩＴの時代なので、そういう電子保存ということもできていくんではないかと思いますから、そういう解決方法が取れるのかどうかということと含めて、また一度検討してみたいというふうには考えているところでございます。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（11番　川田　剛君）　私も議会やっています。過去にも同じような質問された議員さん、いらっしゃったように記憶しています。これは多分、津和野町だけではなく、どこの町でも課題なんだだと思います。できるんだったらやってあげたい、けれどもできない。それが2年も3年もかかってしまうと、どこかに埋もれてしまっているのかなというふうに思うんですけども、今、町長の解決策の一つに電子保存とかそういういった案もありましたので、ぜひその要望が埋もれてしまわないように、恐らくその要望というのは、いわゆるTODOLリスト、やらなければいけないリストの1つなんだと思いますので、いつかは解決できるように、そのあたりの処理をしていただきたいと思います。

また、先ほど町長からも答弁ありました個別の案件については、今日は申し上げません。個別の案件については、6月上旬の庁議で振り返りがあったということですので、都度回答して、その方に解決策なり、できないんだったらできないといった回答をしていただければと思います。よろしくお願ひします。

では、3つの質問に入させていただきます。住宅行政についてでございます。

まず、大きく質問させていただきます。津和野町営住宅の状況について、それから津和野町民間賃貸住宅建設（改修）支援事業の状況について、津和野町の借上賃貸住宅の状況、この3つの点について、まず1つ目が総戸数と空き戸数、それと今後の整備予定とこの事業の課題、3つ目に住宅行政における人口増加対策について、町長の所見をお尋ねしたいと思います。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、住宅行政についてお答えをさせていただきます。

まず、津和野町営住宅の状況についてでございます。

借上賃貸住宅を除く町が管理する公営住宅は、現在、総戸数325戸であり、空き

戸数は173戸となります。なお、このうち50戸については政策空家としております。

今後の整備予定と課題でありますと、本町においては、国及び県による住生活基本計画等に基づき、公営住宅等ストックを長期にわたり有効活用することを目的として、津和野町公営住宅等長寿命化計画を令和2年に改定いたしました。その計画期間の令和11年度までに建て替えを計画しているのは、中島団地の15戸です。

公営住宅の整備においては、需要の低い団地の対応策を検討し有効に活用を図ること、計画期間までに耐用年数を経過する、または既に耐用年数を経過した団地の建て替え・用途廃止事業を進めること、入居者の高齢化が進む中で浴室等のバリアフリー対応が遅れていること、建て替え・用途廃止を行うため、居住者と合意形成を図り円滑に事業を進めること、このような解決をしなければならない課題があります。

また、計画期間の中盤を迎えた今、町の人口動態の変化、民間賃貸住宅建設支援事業により建設された借上賃貸住宅の普及など、住宅行政を取り巻く環境は大きく変化しております、これらの変化に弾力的に対応できるよう将来を見据えた住宅施策を進めていく必要があると感じております。このような社会・経済情勢の変化や町の財政状況にも応じた公営住宅等長寿命化計画の見直しについて、今後検討してまいりたいと思います。

次に、津和野町民間賃貸住宅建設（改修）支援事業の状況でございます。

民間賃貸住宅建設（改修）支援事業につきましては、令和3年度に3戸、令和4年度に6戸、令和5年度に5戸の合計14戸を整備しております。令和6年5月末現在において空きは発生しておらず、全ての住宅が埋まっている状況となっております。

今後の整備予定につきまして、令和6年度は現在募集中ですが、6戸程度の実施を考えております。本事業は令和8年度までの実施期間としておりますが、年間6戸程度を整備し、状況によって令和9年度以降の実施についても検討していきたいと考えております。

課題といしましては、令和3年と比べると物価高騰により改修費が増加しており、事業者からは補助金の増額を望む声が聞かれます。今後の社会情勢を注視し、補助金額を含めた要綱の改正についても検討する必要があると考えております。

津和野町の借上賃貸住宅の状況についてでございます。

借上賃貸住宅は、現在、総戸数36戸、空き戸数9戸でございます。

今後の整備予定と課題でありますと、事業者から津和野町民間賃貸住宅建設事業への申請がありませんので、借上賃貸住宅の整備予定はございません。

民間の活力により建設された住宅を、借上賃貸住宅として町が一定の期間管理することから、町が事業主体となり公営住宅を新築するより、町の財政的負担が少なくなるメリットがあるものの、事業の性質上、町が受動的な立場となるため、中期・長期的な見通しが立たないことが課題であると感じております。

最後に、住宅行政における人口増加対策についてでありますと、公営住宅の整備は定住促進対策の重要な要件となるものでありますと、老朽化が顕著な建物もあり、現代生活様式に合った快適な住環境を形成するため、時代のニーズに適応した整備が求められ、今後も公営住宅等長寿命化計画にのっとり公営住宅の整備を進めてまいります。

また、津和野町民間賃貸住宅建設（改修）支援事業等を通じた民間事業者による住宅整備、津和野町空き家改修補助金や令和5年度より開始したつわの住まいる応援事業補助金事業等を活用した民間による住宅整備などを促進するとともに、今年度より人口増加対策の一環として計画しているUターン・Iターン居住推進事業、町営住宅等住環境整備事業などを通して、人口増加対策へつながる住宅行政を継続してまいりたいと考えております。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（11番　川田　剛君）　住宅について質問をさせていただきました。

今、3つの住宅を例に質問させていただいたわけなんですが、一つが公営住宅、いわゆる津和野町営住宅というものです。もう一つが民間賃貸住宅建設（改修）支援事業というものです。これは事業主が改修をする、1,200万円のうち5分の4、960万円が補助金として交付されて、それを貸すのはオーケーですよ、それが3万円以下で貸してあげてくださいねというのがその事業であります。

それから、津和野町の借上賃貸住宅、これも津和野町の民間の力で建設されたものを津和野町が町営住宅として借り上げて貸していくというものであるんですけども、

何で今回この質問を上げたかといいますと、まず、町営住宅の家賃が上がったために町外に転居された方がいらっしゃるんですね。これは、どこかといいますと山根団地であります。町営住宅の家賃は、公営住宅施行令第2条第2項に掲げられた金額が基準になると思います。その金額の基準というのが収入であります。12万3,000円を超える13万9,000円以下の場合は4万5,400円、それから13万9,000円を超える15万8,000円以下の場合は5万1,200円、その上5万8,500円、6万7,500円、7万9,000円、9万1,000円と収入に応じてこの金額が上がっていくわけなんですが、この計算がどういうふうになっているのかなとも思いまして、今申し上げたのが基準なんですけれども、近傍同種の住宅以下というルールがあります。「近傍」、「近くの傍ら」の同じ種類の住宅以下の金額で算出しなさいよとあるんですね。具体例としてです。山根団地における入居者の収入が月25万円の場合、これが幾らになるかというところなんですけども、3LDKで大体、僕、計算したら5万8,000円になったんですよ。この金額では入居を希望される方が少ないと想いますけれども、この方、何で出ていったかというと、5万8,000円だからじゃないんですね、8万円に上がったというんですよ、山根団地で。築23年たつた団地で8万円。それでいえば、もう移ったほうが安いということで。そもそも津和野町は、益田で働いてもらって、この津和野町で生活してもらおうという、その公営住宅の金額が8万円。それは益田に出ていくなと思いました、家が建ちますから。

この金額の基礎、私が計算したのは、家賃の算定基準額というのと市町村立地係数というのが、津和野町0.7というのがあります。それから規模係数というのが60平米に、それを割って、この大きさが77.2平米を65平米で割ります。そこから築年数で割っていくと、大体5万8,000円というのが出てきたんですけども、それにしても建設課に確認したら8万円以上したということで、その方は残念ながら出ていったということなんですけれども。

建設課長、この公営住宅の家賃の計算というところをちょっと詳しく御説明願いたいんですが。

○議長（草田　吉丸君）　建設課長。

○建設課長（安村　義夫君）　今、家賃の計算ということで御質問がございましたが、

家賃の計算は公営住宅法にのつとてやつとるところでございます。それで、今お話をございましたとおり、近傍同種の家賃でございますが、民間賃貸住宅の家賃とほぼ同程度になるよう算定されるものでありますと、本来、入居者、収入超過者の家賃算定における上限として位置づけられるものでございます。

中座団地につきまして、このたび令和5年度に建設されましたので、建設課におきましても家賃の算定というものを実施したところでございます。最近では、なかなか公営住宅の新築ということがなかったものでございますので、改めて職員のほうが近隣の市町村とか県とかに聞いて算定したところでございます。

詳細な家賃の算定方法ということでありましたが、やはり基本的な考えでいきますと、先ほど議員さんお話をございましたとおり、家賃は家賃算定の基礎額と市町村立地係数に規模係数、経過年数係数、利便性係数等を考慮して検討されるべきものであります。それと家賃算定基礎額につきましては、この公営住宅施行令第2条第2号の収入に応じて8区分に区分されているものでございます。それを基に、先ほどの市町村立地係数、津和野町は概ね0.7ということにさせていただいております。それと、先ほどお話をございました規模係数、戸当たりの専用床面積割り65になります。このものに経過年数係数——これは木造と木造以外のものでありますが、それによって係数を掛けております。それと、最後になりますが、先ほどお話をございました利便性係数というものを掛けまして算定されているということでございます。

実際の数値につきましては、今ちょっと資料を持ち合わせておりませんのでこの場で御説明することができないんですけど、公営住宅における家賃算定の基本につきましては今申し上げたとおりでございます。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（11番　川田　剛君）　それと、結局聞きたかったのは、そこから何年住んだかでどんどん高くなっていくよというところで8万円になったというふうに建設課ではお伺いしました。

それで、近傍同種で——今、近隣市町と言いましたけども——近傍同種って、私考えたら近くの住宅の値段だと思うんですよ。それが本当に5万円も6万円もするのかと思ったら、確かにグリーンハイツ、ヒワダハイツとかルシアンハイツですから、こ

ういったところ5万5,000円、5万円、4万5,000円と並んでいます。ただ、先ほど申し上げましたが、津和野町では現在、民間賃貸住宅14戸建っています。これ、3万円以下で貸しなさいよと言っているんですよ。ということは、つわの暮らし推進課の何か積み上げてきたものに関しては、津和野町では3万円以上は高いという根拠なんですね。この民間賃貸住宅では何で3万円以下になっているのか、これを持ちよっとお尋ねします。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　この民間賃貸住宅の改修補助事業に関しては、確かにおっしゃるように3万円以下です。これは、確かに建設課がやる公営住宅とは全く別の算出方法で算出しています。

町には、はたから見ると建設課のやる公営住宅と、我々ども、つわの暮らし推進課が所管する空き家対策補助事業、それから民間賃貸住宅改修補助事業の家賃相場が下がるのは変に映るかもしれません、根本的には住宅マスタープランというのが建設課にございまして、それをベースに我々も考えております。

今回、僕らの軸足は、当然入っていただける住民の方々もしくはUターン・Iターンの方々を想定をしておりますが、その中でも、議員おっしゃるように町内の方々でも住居を探していらっしゃる方が多数いらっしゃる、それがいろいろな事情により益田市とか山口市へ転出される方が多いという現状を鑑みたときに、幾らか家賃相場を下げていって状態のいい空き家を増やしていくたほうがいいという観点から、この事業を創設したものです。国とか県も、こういう補助事業をどんどん推奨しておるという状況がありますので、我々どもはどっちかというと空き家対策という視点から今回の補助事業を創設するに至ったという側面がある。

一方、公営住宅のほうは、いろいろなそういう事情と若干バックグラウンドの法律も違いますし、そうした差異がございます。なので、同じ役場がある中でこうした算出根拠なりが、家賃相場が違うというのはそういうところから出てきております。

ただ、これは今から是正すべき問題とは僕らも認識しております、建設課の住宅マスタープランをベースに、我々も同じような家賃相場等を構築していくかなければならないという認識では一致しておりますので、これにはもう少しお時間を頂ければと

いうふうに考えております。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（11番　川田　剛君）　公営住宅法で決まっていることですので、なかなか簡単に家賃下げてくれというわけにはいかないのは分かるんですよ。分かるんですけど、これ町長に聞きたいんですが、町長、山根団地8万円、安いですか、高いですか。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　高いと思います。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（11番　川田　剛君）　そうなんですよ、高いんですね。

これ、町営住宅ですから、当然、公営住宅法で縛りはあるかもしれませんけども、でも町営住宅なんですよ、国営住宅ではないんですね。町で、やはりいろいろ知恵を絞ってもらって——担当課の職員も言っていましたよ、僕1人じゃ無理ですよと、2人でも無理ですよと。やはり人の問題ですとか財源の問題出てくると思うんですけども、この住宅、せっかく片方ではIターン・Uターンを増やして住民を増やしていこうという一方で、片方は国の縛りでどんどん人が出していく、こんな施策おかしいと思うんですね。我々、今これ聞いているからこうやって話ができますけども、実際に出ていかれた方って、本当悲痛な思いで出ていったと思うんですよ。地域の方も、やっと若いもんが、この地域に若手として担ってくれて、次の世代をやってくれるんだと思った矢先に出ていったというお話をしました。地域の皆さん、本当に悲しんでいらっしゃいました。

ですから、これ、たまたま山根団地でお話を聞きましたけれども、公営住宅のルール、ちょっと僕もここまで知りませんでしたが、こういった住めば住むほど高くなる、そういうルールであるんであれば、何かしらの解決策ができるのかなと。近傍同種というこの言葉、何かできるんじゃないかなと思っていますので、ぜひ、これを住民の皆さんに還元できるように何かお知恵を絞っていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　建設課長。

○建設課長（安村　義夫君）　今、議員御提案がございましたとおり、山根団地の件は

私のほうも担当から聞いております。今お話をございましたとおり、通常で考えますと8万円というのは、少しこの町において、家賃、高いというのはもちろん感じておるところでございます。

先ほど来御説明しておりますとおり、やはり公営住宅法という上位法がございまして、その趣旨にありますように、低廉な家賃で住宅困窮者の方に住宅を提供するという趣旨の下、戦後、法律ができたものでありますので、なかなかその法律の趣旨と、今、ミスマッチが生じているのは、さきの議会の場でも、私、お話ししさしあげた次第でございます。

そういうこともありまして、収入超過者、高額所得者の家賃制度につきましても、繰り返しになりますが、法のほうで決まっておりますし、5年以上経過いたしますと高額所得者という判断をせざるを得ない状況でございますので、そういう住宅の法律の中でいろいろ縛りがございますが、それをどうにか別の方法で、この町に住んでいただけるような施策、これにつきましてもつわの暮らし推進課長とも話したこともあるんですけど、今後、空き家対策、その他もろもろの住宅行政について、マスター プランも、今年度、来年度、そろそろ見直しの期間になってまいります。計画期間は11年までとなっておりますが、中間見直しというのが必要となってまいります。先ほどお話をありましたとおり、その計画のときよりか、民間が造った住宅を、今、町のほうで借上賃貸住宅として利用しているところもございますし、人口減少によって公営住宅の必要戸数がどの程度かということも改めて確認する必要があると思っておりますので、その辺につきまして、また検証しながら、住宅の今後の計画について進めまいりたいと今感じておるところでございます。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　「高いと思います」の一言で終わってしまったのでは、この問題に真摯に受け止めていないと誤解を受けてもいけませんので、もう少し補足説明をさせていただくことをお許しいただきたいというふうに思っておりますけれども。

正直、8万円という部分については、今、私としても問題を認識したというような状況でございます。法律の壁もあるので、そう簡単には、なかなか難しい面もあるというのを想像しておりますが、ただ、今日御質問を聞いていて、まず重要なことは、

担当職員なりがこの8万円ということを認識したときに、それはなかなか、今、町が定住対策を一生懸命取り組もうとした中で、現実としてこれは課題があるじゃないかと、だから乗り越えることが、また人口減少対策にもつながっていくという、その問題意識を持つということが大事なんではないかというふうにも感じたところであります。そこから、この——ひとまず8万円の壁というふうに言わせてもらいますけれども、それをどう解決をしていくのかというのが、また課で話し合われたり、それから起案文書等で提案が町長のほうにも最終的には回ってきたりとか、そういう取組を一つ一つきめ細かく解決をしていくということが、また人口減少対策にもつながっていくんじゃないかなというふうにも感じたところであります。

ですから、そういう意味では津和野町も相当危機感を持って、この人口減少対策を全職員で取り組もうということでいろいろなことを話し合ったりやってきたわけですが、まだまだそういう意味では全てに浸透していないというところもあるのかなというふうに反省点として受け止めたというところであります。

前々から話しておりますが、町の職員も町外に住む者が少なからずおって、でも、個別にそれを強制的に町内に住まわすわけにもいかないわけで、やはり組織の雰囲気として、町内に住む大切さというものを全職員に感じてもらえるような取組もしているわけでありますけれども、そういう意識が更に浸透していれば、今回の問題も、一旦は問題として共有しながらも解決に向けた何らかのアクションができるいけたんじゃないかなというふうにも感じているところでありますので、この問題は、また今日の御指摘を含めて解決方法を、我々としてもしっかり検討していきたいというふうにも思っておりますし、また、より一層のそういう人口減少対策ということに向けた職員全体の意識というのも向上していくように努力していきたいと、そのように考えております。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（11番　川田　剛君）　高い壁かもしれませんけれども、乗り越えられるよう知恵を振り絞って解決に向けていただければと思います。

では、最後の質問に入らせていただきます。水道事業についてであります。

令和7年度より水道料金の値上げが始まります。3か年かけて段階的に値上げし、

最終的に40%増となるということではありますけれども、町民からは、我々議員も厳しい声を頂いている現状であります。そのような中で、管路の末端に当たる水圧が低い地区の自治会長——もう申し上げますが、これ瀧元地区でございます——瀧元地区的自治会長からは、今まで水道が十分に使えていないのであるから、せめて改修をして水圧を上げてからの値上げでなければ地区民の方は納得できていないという声を頂きました。

町民に値上げしなければならない事情を理解してもらうことも重要ではありますけれども、水道事業者としての責任も果たさなければならないという認識をしていただきたいと思っております。

今後の値上げのスケジュールと住民説明の予定も含めて、町長の所見を問うものでございます。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、水道事業についてお答えをさせていただきます。

水道事業は、原則として市町村が運営するものと定められており、独立採算を前提とした地方公営企業会計で運営されております。しかし、近年、水道事業の料金収入は人口減少等に比例して年々減少傾向を辿っており、津和野町も例外ではありません。

本町としましては、生活の基盤とも言える水道水を町民の皆様にできるだけ安く提供したいとの考え方から、合併による料金の統一化を除いては、長年にわたり料金改定を行わず据え置いてまいりました。

このような中で、本来、独立採算であるべき水道事業会計は、この間において赤字が続き、それを解消するために一般会計より補填し、収支のバランスを保ってきたところであります。

一方で、長年の料金据置きに伴い、現在の本町の水道料金は島根県内の市町村と比較し非常に低い設定となっており、今後も人口減少が続く中では、赤字額の増大を一般会計でカバーすることに限界が生じることを予測しております。

こうした理由から、次世代にも安心安全に安定した水道水を提供し続けていくためには、水道料金の適正化が避けて通れないと苦渋の判断をしたところであり、町民の皆様には御理解を頂きたいと思っております。

なお、水道事業会計の収支バランスを取るために7.2%の値上げが必要との試算結果が出ておりますが、このたびの改定では、令和6年度を基準に4.0%の値上げをお願いし、料金で賄えない赤字分については、引き続き一般会計より補填していく計画としております。

今後のスケジュールでございますが、値上げの影響を少しでも緩和するため、今後、各年度4月1日より、令和7年に1.5%の値上げ、令和8年に1.5%、令和9年で1.0%の段階的な引上げを考えております。

例を挙げて説明をいたしますと、一般家庭で使用します水道口径13ミリで月20立米を使用した場合、現在月額3,300円でございますが、初年度で495円増額の3,795円、次年度では初年度に対し990円の4,290円、最終年度は初年度に対し1,320円増の4,620円となります。

なお、御指摘の水圧の低い地区があるということにつきましては、具体的な地区名を確認させていただき——先ほど瀧元地区という話でございましたけれども——早急に調査を行い解消に努めてまいりたいと考えております。

また、予定では9月議会に関連議案の上程を行い、議会に御承認を頂いた後に料金改定の周知を行うとともに、その後、住民説明について検討を行いたいと考えております。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（11番　川田　剛君）　我々議会は委員会なり全員協議会なりで、この水道料金について、いろいろと審議ですとか、いろんなところで確認はしてきておりますので、水道料金の値上げというのはいつかは行わなければいけないという認識はずつとあったと思っております。

ただ、やはり物価の高騰ですか様々な住民に与える影響、これは恐らく執行部のほうでもいろいろと懸念されてのこのタイミングだったと思うんです。

ただ一方で、町民の方からすると降ってきて湧いたような話ということで、急に上げるのかというお話なんですね。我々も丁寧に説明したくとも、なかなか一つ一つ議会の審議のような形で説明するわけにもいきませんので、どうしても御理解を頂くしかないような形です。私だけでなく、多くの議員さんが、町の至るところで、何で

こんなに上げるんかというような声を頂いているんだろうと思っております。

やはり丁寧な説明、しっかりしていただくのも大事だと思いますし、ただやはり、今回例を挙げましたが、一地域ではありましたけれども、末端管路で水圧が低いと。全家庭、大体水を使うような時間帯では、2階のトイレなんかは2回ぐらい流さないといけない、歯ブラシもできない、せっかく2階に水を通したのに使えていない状況の中で、それで40%値上げというのは納得できないというお話でした。その地域だけじゃないかもしれません、僕が調べた中では、それ以外のところでそんなに行き渡っていないところはないのかなとも思っております。やはりどんな状況であれ同じ料金を払うわけですから、そのあたりはしっかりと対応していただきたいなと思いますが、何かございましたら御回答お願いいたします。

○議長（草田　吉丸君）　環境生活課長。

○環境生活課長（野田　裕一君）　今、議員さん御指摘がありました瀧元地区が出ましたけど、ほかの地区も多分そういうところがひょっとしたら、今後調べていく中で出てくるかもしれません。そういうところに関しましては、やっぱりみんな同じような形で料金も払ってもらっているところもありまして、早急に対応して、何かの解決策を出していきたいと思います。

たちまち、今地区名が出ましたので、そこは来週ぐらいからでもちょっと調べていきたいと思っています。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（11番　川田　剛君）　9月のほうで関連議案の上程ということですので、まだ決定というところではなっておりませんけれども、住民に対しまして丁寧な説明をしていただきたいと心から願って、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、11番、川田剛議員の質問を終わります。

.....

○議長（草田　吉丸君）　ここで2時40分まで休憩とします。

午後2時29分休憩

.....

午後2時40分再開

○議長（草田 吉丸君） 休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。

発言順序5、2番、大江梨議員。

○議員（2番 大江 梨君） 議席番号2番、大江梨です。通告に従いまして、本日は大きく1点質問をさせていただきます。

今回の質問テーマは、新学習指導要領に対応した教育委員会の学校支援の在り方にについてです。

学習指導要領というのは、全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう文部科学省が定めている教育課程の基準のこと、およそ10年に一度、改訂をされています。例えば近年の改訂では、2008年、小学校5、6年生において外国語活動が導入されたり、2015年の一部改訂では道徳の特別教科化が導入されたりしています。このような不定期的な改訂というのは、社会の変化を見据えて、子ども達がこれから生きていくために必要な資質や能力について見直していくために行われているものです。

近年は、更にグローバル化が進んだりとかスマートフォンの普及、ビッグデータですとかAIですとか、そういった活用で技術革新が進んでいく中で、10年前では考えられなかつたようないろんな激しい変化が起きています。今後も、よく言われているのは社会の変化は更に進むと言われていて、予測不可能であると、といった時代になるというふうに言われています。そのような時代を生きていく子ども達の力を育むということを目的に、平成29年から31年においても学習指導要領の改訂が行われて、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面的に実施をされているところです。

また、この改訂に合わせてGIGAスクール構想も始まりまして、ICT環境の整備も急速に進んでいます。その学習指導要領が目指す教育を実現するために、令和3年には中央教育審議会によって、「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」といった答申も出されています。

このように国から今後の教育についての指針は示されているわけですけれども、こういった教育自体を、今、学校にお勤めの先生方自身が幼い頃、子どもの頃に学校で受けてこられた経験があるわけではなくて、更には教育課程の中で勉強されてこられ

たわけではないというような状況です。更には学校現場、いろんなところですごく多忙だということ、ニュースにもなっています。そういった中で、この学習指導要領の理念を実現していくということを学校の先生方は求められているという状況において、津和野町の小中学校の現場においてそういった学習指導要領の実現をしていくためには、町として、教育委員会として支援とか伴走というものが非常に重要ではないかなと考えまして、今回質問をさせていただきます。

1つ目が、教員の働き方改革についてです。教員の働き方改革のために、町の教育委員会として取り組んでこられたことは何か。また、今後取り組める可能性のあることは何でしょうか。

2つ目として、学校の予算の要望に対してどのように実現をされていますでしょうか。例えば、令和6年度に何か新しく予算化したものがありますでしょうか。

3点目、一般財団法人つわの学びみらいですとか芸術士の存在というのは、津和野町独自の重要な教育資源であると考えますが、こういった存在をどのように周知をされていますでしょうか。また、小中学校での活動状況はいかがでしょうか。

4点目、津和野町教育ビジョンや、その具体的な方向性を示す0歳児からのひとつくり事業について、小中学校の先生方とどのように共有、実践をされていますでしょうか。

お願いいたします。

○議長（草田　吉丸君）　教育長。

○教育長（岩本　要二君）　それでは、2番、大江議員の御質問にお答えをさせていただきます。

新学習指導要領に対応した教育委員会の学校支援の在り方についてですけども、まず1番目の質問でございますが、教職員の勤務時間を明確に把握するため、タイムカードを活用し、毎月、町教育委員会と学校とで各教職員の勤務時間を把握し、勤務時間が多くの月が続く場合には、学校管理職により教職員の健康面等において適切な対応が取れるよう注視できる体制を取っております。

また、G I G Aスクール構想によりI C Tの利活用が進んでおり、教育環境においても大きな変化が生じております。本町においては、令和5年度において、町内全学

校で統一的に I C T 教育を推進できるよう津和野町G I G Aスクール構想を策定し、令和6年度より町内全学校に示しています。

教育における I C T 活用においては、教職員の負担を軽減するため、令和4年度より学校 I C T 管理等業務委託を行っております。 I C T 支援員を配置することで、各学校での I C T 活用に係る困り事等の相談を受け迅速に対応することや活用事例等を示すこと、教職員に対する必要な知識・スキルを身につけるための I C T に係る研修を行う体制を整備しております。

あわせて、令和6年度より児童生徒用端末の家庭への持ち帰り時のインターネット接続を進めていくこととしておりますが、家庭での I C T トラブル等に対する支援として、令和5年度より津和野町G I G Aスクール運営支援センター業務委託を行い、ヘルプデスクの体制を整備したところです。

教職員の働き方改革においては、 I C T 教育や I C T 利活用以外においても様々な分野での検討を要することと認識をしており、今後、学校勤務時間外の電話受電対応を緊急時に限ることへの協力依頼や、学校へ参加を求める会合・行事のうち、可能なものについては平日の勤務時間内の開催を検討いただく要請を行うなどの取組を進め、教職員の働き方を改善できるよう努めてまいりたいと考えております。

続いて、2つ目の御質問でございますが、毎年度、当初予算編成時において各学校管理職に御出席いただき、各学校の要望をヒアリングをしております。その他の補正予算編成時には、津和野町小・中事務グループ会に参加させていただき、各学校の要望をヒアリングをしております。各学校からの要望については、状況を確認した上、優先順位を定め、予算化しているところです。

各学校においては、施設の老朽化、電話環境の老朽化等により、大きな予算を伴う改修が必要な状況も生じており、計画的に予算化に努めているところです。

令和6年度当初予算においては、学校に係る新たに予算化した事業・改修はあります。各学校からの要望を基に、町財政を考慮し、予算計上をしてまいりたいと考えております。

3つ目の御質問ですが、児童生徒が周囲の人達と共に考え、学び、新たな発見や考え方をまとめる力を養うこと等を目指して、教職員とは異なる立場の教育魅力化コーデ

ィネーターや芸術士等の教育人材を登用しています。周知については、一般財団法人つわの学びみらいの活動報告書の配布や広報誌において教育人材の存在を周知とともに、学校と連携して地域に出向く等の教育活動によって理解を深めているところです。

教育人材の小中学校における活動については、教育魅力化コーディネーターは、地域の大人との対話の機会を増やす取組や職場体験を伴走する役を担っています。町営塾の英語塾講師は、児童生徒の英語に対する苦手意識をなくすことを目的として、小中学校の授業に入り授業支援を行っています。また、芸術士は、幼少期に子ども達の自由な発想を自ら表現することで想像力や発想力が養われるとされていることから、年間を通じて保育園に30回、小学校に110回程度の芸術活動を授業時間等に行っています。

4つ目の御質問でございますが、第2期津和野町教育ビジョンは、教員の専門的な知見や0歳児からのひとつくり事業の現状を踏まえて改訂しております。0歳児からのひとつくりプログラムについては、発達期ごとにおける身につけたい力や具体的な取組をまとめたアクションプランを作成しています。このアクションプランの作成に当たっては、一般財団法人つわの学びみらいの教育人材が、本町の教育の現状と今後の方向性を鑑みて作成に尽力しているものです。また、学校では、それぞれの学校教育目標を目指して授業を構築し、個別最適な学習活動に取り組んでいるところです。

町といったしましては、これまでに整理した計画を基に学校教育や社会教育活動に浸透させることで、本町が目指す子ども像の「大人になっても自ら学び続けるひと」を実現したいと考えております。そのためには、教育人材と教員が時間をかけて話し合い、年間を通じた授業構築が必要と考えております。

今後は、第2期津和野町教育ビジョンや0歳児からのひとつくりプログラムのアクションプランの浸透を図るとともに、教育魅力化コーディネーター等の教育活動への関わりを通じて学校教員との連携を図り、主体的で対話的で深い学びの実践に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（草田　吉丸君）　大江議員。

○議員（2番　大江　　梨君）　まず、今回のこのテーマなんですかけれども、私は津和

野町が学校の支援とか伴走ができていないと思って質問はしていなくて、どちらかと  
いうと、今まで先生方とお話しする機会がある中でおっしゃってくださるのは、教育  
長とも結構お話しする機会が多いし、あとは教育委員会との距離感の近さだったりと  
か職員さんの対応の早さとか、そういったところで感謝していますというお声を頂く  
ことが多いです。

なんですが、あえてこういうテーマにしたのは、冒頭、最初にも述べましたけれども、なかなか学校の先生が置かれる環境というのは厳しいという中で、そんな中で学習指導要領の理念を実現するというハードルも非常に高いものが求められている、  
そういう現状において、もっと町ができることがあって、学校と連携してできること  
があるんだったら、このハードルの高い理念だけれども、それがいち早く津和野町で  
実現されていけば、これから社会を生きていく津和野の子ども達のためにとってい  
い環境づくりができるんじゃないかなと思って、こういったテーマにしています。

先ほども、冒頭で中央教育審議会の答申の話をしたんですけども、それをちょっと  
と読んでいますと、その中にも書いてあったのが、教師が教師でなければできない業  
務に全力投球でき、子ども達に対して効果的な教育活動を行うことができる環境をつ  
くっていくために、国・教育委員会・学校がそれぞれの立場において、学校における  
働き方改革について、あらゆる手だてを尽くして取組を進めていくことが重要である  
と、そういった記載もありました。

今、回答にもあったとおり、ICTの活用に関しては、支援員の配置だったりです  
とか運営支援センターへの業務委託などもいち早く対応してくださっていると思いま  
す。そういった先生方の人事というのは県の採用で、町に人事権はないと思うんです  
けれども、こういったICT支援員さんのように、町の採用でいろいろ配置できる学  
校のスタッフというものもあると思うんですけども、津和野町ではこういったICT  
支援員さん以外にはどういった方を町のスタッフとして配置をしておられるでしょ  
うか。

○議長（草田 吉丸君） 教育次長。

○教育次長（山本 博之君） 町のほうでは、今のICT支援員のほかに、実際に授業  
の中で支援が必要な児童生徒さんがいらっしゃいます。こうした中で、読み書きであ

ったりとか、そういった聞き取りとかというのも、そういった支援が必要な子どもさんもいらっしゃることは事実でありまして、そういったところの中で、そういった子どもさんへのサポートをする支援員というのも配置をしております。

それからあと、各学校には、それぞれ図書館司書も配置をさせていただいておりまして、その図書館司書のほうが学習の面においても、担任の教員であったりとか連携をしながら授業を進めさせたりというようなこともさせていただいております。

ほかにも、実際に困り事の中であるSSWの配置であったりとか県のスクールカウンセラーの配置、そういった活用できる人材というものを積極的に配置をして支援をさせていただいている状況でございます。

○議長（草田 吉丸君） 大江議員。

○議員（2番 大江 梨君） そういったスタッフさんの配置は学校から要望があつて、それに応える形で採用して配置をされると思うんですけども、今のところ、概ね学校からそういう学習支援のスタッフの要望が上がってくれば、要望どおり配置するようなことはできているというような状況でしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 教育次長。

○教育次長（山本 博之君） 今のところ、そういった学校からの御要望をお伺いしながら配置ができているというふうに考えております。

○議長（草田 吉丸君） 大江議員。

○議員（2番 大江 梨君） 働き方改革の話の中では、先生方の——小学校は多分あまり関係ないと思うんですけど、中学校で部活動のこともよく課題に上っていると思います。部活動は地域移行するといった、そんな話もあったりしますが、こういった津和野町なんかで地域に移行したところで、どこに移行できるんかと思うところもあつたりするんですけども。津和野町の部活動に対しては、何か先生の働き方において対応されていることがありますか。

○議長（草田 吉丸君） 教育長。

○教育長（岩本 要二君） 今、議員おっしゃいますように、中学校での部活動の地域移行というのは数年前から文科省のほうで、国のほうで、そういった取組を進めてきておりましたけども、やはりいろんな地域事情があるというふうな判断の中で、地域

の判断で進めてくださいというふうな、今、県のほうも進め方に変わってきてていると  
いうふうに思っているところでありますけども、現状において本町の部活動の地域移  
行につきましては、まだなかなか進んでいないという状況でございまして、その辺に  
つきましては、今後更に学校とそういったところを協議を進めていきたいというふう  
に考えているところであります。

○議長（草田　吉丸君）　大江議員。

○議員（2番　大江　　梨君）　では、今のところ中学校は、それほど部活がすごく大  
変でやれないんだという、そういう状況ではないという認識ですかね。

○議長（草田　吉丸君）　教育長。

○教育長（岩本　要二君）　毎月1回、校長会を開催させていただいておりまして、そ  
の校長会の中で、この働き方改革というところでのお話も、いろいろ校長先生方から  
はありますけれども、部活動の地域移行につきましてはどうしても受皿という部分が  
必要になってまいりますので、今、本町の置かれている状況の中ではなかなか難しい  
だろうというふうに判断をしていただいている状況でありますし、今、議員のほうが  
おっしゃいますように、学校で困っているということについて、直接はそういった話  
は頂いていないというふうに認識をしております。

○議長（草田　吉丸君）　大江議員。

○議員（2番　大江　　梨君）　個人的にはすごく部活動をしてきた人間ですので、先  
生にもすごくお世話になってやってきましたから、部活を教えたいって、やっぱりそ  
こに思いがある先生もおられるので、先生の部活動がなくなってしまうというのは個  
人的にはすごく寂しい思いもしますし、やっぱり部活の指導をやりたいという先生に  
は、それにある程度専念してもらえる、そんな環境ももしつくれるんだったら、そ  
ういったこともできるといいのかなと——社会の流れとはちょっと違うかもしれません  
が、個人的にはそんなこともあります。

学校支援のスタッフの話の中で先生方から話を聞くのは、去年でしたかね、臨床心  
理士の方、教育委員会で採用されたと思うんですけども、正規の職員さんで。そ  
ういった方が正規の職員さんでおられるというのは非常に心強いというようなお声も聞  
きました。今後、そういった学校の支援もできるという、具体的なこういった資格を

持って支援もできるという正規の職員さんを教育委員会として充実させていこうという、そういった御計画は何かありますか。

○議長（草田　吉丸君） 教育長。

○教育長（岩本　要二君） 今、議員のほうからお話がありましたけども、一昨年ですか、公認心理師を採用していただいて、今、教育委員会のほうに配属になっております。

主には不登校対応と、そういった関係でSSWとか、そういった学校の先生と一緒にになって、そういった対応・対策を取っていただくような業務を行っていただいておりますけども、いろんな教育環境がございますので、今そういった環境を見る中で、不登校対応ということで公認心理師を配置をしていただいたと。

これから、ほかにどういった、そういった支援される人の配置があるかというふうな御質問でございますけども、その辺につきましては、またいろんな状況を見ながら、また学校とも相談させていただきながら検討していきたいというふうに思っておりますけども、職員を採用するというふうな形になりますので、そういった部分も併せて町内部でも協議・検討していく必要があるかなというふうに思っております。

○議長（草田　吉丸君） 大江議員。

○議員（2番　大江　　梨君） やはりそういう方が職員さんとしていてくださるのは非常に安心感があるというお声でしたので、採用してくださってよかったですなど、私もお声を聞いて感じました。

2点目の質問で上げていました学校の予算要望の実現のところなんですけれども、私も今回質問を考えるに当たって、もうちょっといろいろ何か事例がないかなというところで調べてもらったら、名古屋市が取り組んでいる事例がちょっと興味深かったので、少し紹介をさせていただいて御意見伺ってみたいなと思うんですけれども。

名古屋市の教育委員会がマッチングプロジェクトという取組をやっていまして、これがどういうプロジェクトかというと、学校が抱えているいろんな理想と現実、こんなことがやりたい、でも実際はなかなかこういうところで難しいというような、そういうギャップを民間の事業者と一緒にになって取組をしていくというプロジェクトです。

どういったプロジェクトをするのか、どんな民間のノウハウが必要なのかというそ

ういった具体的なことは、各学校が自分達の学校の現状を分析・把握して、学校が企画をするというようなことが基本になっているので、教育委員会はじやあ何をするかというと、プロジェクトに取り組みたい学校を市内全域から募集して、選考して、決定した学校のニーズを基に教育委員会と学校が話をして、民間事業者に委託する委託の仕様書を作って、参入する事業者を募集して、教育委員会と民間事業者で契約を結ぶというような、そういった形になっているそうです。

名古屋市が初めてされたときは、市内411校あるそうなんですけれども、校長先生が全員参加される会が説明会を開催されて募集されたところ、140校から応募があったということです。いろんなプロジェクトが、140校全部はできないので、その中から選考されて、幾つかがモデルということで実施されたということなんですけれども。

例えば1つの事例ですと、ある中学校で取り組まれた実践なんですけれど、この中学校が出来てきたプロジェクトは、地域社会を探求するというようなテーマの授業をしたいと。自分の生き方を考える、こういった授業もしたいと。それと併せて、もうちょっと自由な空間で学べる教室をつくりたい——これは教室の改修ですね——そういった改修というものもプロジェクトには入っていたんですけども、そういうような内容のプロジェクトを提案されて、実際の、どういう企業が入ってきたかということは、地域社会の探求という授業に関しては、学校現場にそういう探求型の授業をプログラムで提案・提供したりですか、企業の人材育成をされる民間の株式会社があるので、そういうところが入ってこられて一緒にされると。自分の生き方を考えるというそういった授業に関しては、NPO法人でキャリアコンサルタントの養成をされるであったりとか、若年者向けのキャリア形成をされるというような、そういったNPO法人が入ってきて一緒にされるというような展開。教室の改修に関しては、学校だったりとかオフィスの空間づくりをされている株式会社が入ってきて一緒にプロジェクトをすると。

そういうような形で、学校に予算だけをつけるんじゃなくて、実際にそれが動いていかれるように民間の事業者もセットでプロジェクトをつくっていく、そういったところが私はすごく面白いなと思ったんですけども。今ちょっと御紹介したばかりで

あれなんんですけど、こういった取組についてはどうお感じになられますか。

○議長（草田　吉丸君）　教育長。

○教育長（岩本　要二君）　情報提供いただきまして、ありがとうございました。

今ちょっと初めて聞かせていただいたといいますか、名古屋市の教育委員会のほうでマッチングプロジェクトということで、そういった事業の展開をされているということありますけども、そうした民間企業と各学校とが、学校がプロジェクトする内容を進めていくというようなことだろうと思いますけども、やはりそういういろんな環境があろうかというふうに思いました。

本町において、こういった企業マッチングというところがどういった形で進めていけるのかなというふうに、まだ全然想像ができませんけども、今後こういった形で、それこそ学校と地域とがこういった形でつながっていく、いろんなことを進めていく1つの方法論としてはあるのかなというふうに感じました。今後いろんなことを進めていく中で参考にさせていただけたらというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（草田　吉丸君）　大江議員。

○議員（2番　大江　　梨君）　急に聞いてすみませんでした。当然、名古屋市みたいに大きい町と津和野町みたいに小さい町では、本当、企業数も異なりますし、できること、全然違うと思います。また、今まで学びみらい財団が似たような機能を果たしている部分というのは大いにあるとは思っています。

この事例で私何を言いたかったかというと、やっぱり学校だけで学校のやりたいことをやるんじやなくて、もっといろんなものをどんどん活用して、学校の思いがあるんだったら、それを町として後押しがどんどんできるといいなど、そういう思いでちょっと紹介をしました。

今ちょっと申し上げた津和野町の独自性のある財団法人のつわの学びみらいと芸術士についてなんですけれども、この2つの団体、取組というんでしようか、もう何年か——財団は立ち上がって二、三年と思うますが、芸術士のほうも8年ぐらいでしょうか、活動されていると思うんですけれども、教育長としてはどのように評価を現時点でおられるかということを少しお伺いをしたいです。

○議長（草田 吉丸君） 教育長。

○教育長（岩本 要二君） 先ほどの名古屋市教育委員会の例がありましたけども、財団法人つわの学びみらいも、そういった企業といいますか財團として、学校のほうにいろんな関わりを持っていただいた中で伴走をしていただいているというふうに思っております。

それぞれコーディネーターが配置をされておりまして、学校や地域、そういったところのつなぎだとか各学校に入り込んで、先ほども答弁をさせていただいておりますけども、英語の勉強を各学校で授業支援を行っていただく等、そういった取組をしていただいておりまして、今後におきましても、そういった各学校との関係性を強めていただいて学校への支援をしていただければなというふうに思っております。

それから芸術士につきましては、こうして各学校に、保育園、小学校等に年間を通じて授業に入っていただいている。校長会等でもお話を聞きますけども、非常に学校の先生方からは評判がいいといいますか、ありがたく思っていただいておりまして、この芸術士を本町に導入したというところが、子ども達の感性、感受性を高めていくというふうなところから、芸術、アートというところで、そういったものを表現していく中で身についてただこうというふうな思いの中で導入してきたというふうに思っております。

芸術士のほうも、そういった考え方の中で、今いろいろと取組をしていただいております。芸術士の方々が、今どういった目的で活動していただいているかということをちょっと紹介をさせていただければと思いますけども、子ども達の自己肯定感を高めると、そして行動する力、創造する力を育むと、そういった目的で活動を進めたいというふうに芸術士の活動の中で、授業の中で整理をされています。

それから、目的を達成するためにどういったことを実践していくかということですけども、先ほどから答弁をさせていただいているけども、保育園から高校、そういったイベント等を通して、子ども達自身から自由な発想が生まれ、お互いの感性や表現を認め合える環境づくり、そういった目標を達成するために取組を進めていこうというふうなことで、こういったことも整理をしていただいている。

本町教育目標であります0歳児からのひとつくり事業というものを今掲げて進めて

おりますけども、その0歳児からのひとつくり事業につきましても、そういった芸術活動を通して、一つの目標であります行動・創造する力の育成を、芸術士さんの活動を通して担っていきたいというふうなことで、事業のほうを整理して取組を進めていることでありますので、そういった中でいろんな事業を、芸術士さんの力を借りながら進めていかなければなというふうに考えております。

○議長（草田　吉丸君）　大江議員。

○議員（2番　大江　　梨君）　芸術士さんにお話を聞いたり先生にお話を聞く中では、活動を重ねられてきて、芸術士さんの目指したいものと学校の先生の芸術士さんに対する認識というのが大分合ってきて、お互いの認識が合ってきて、学校現場でも——受け入れられているというとあれですけれども、私もすごく喜ばれている、自分達ではできないことを芸術士さんがしてくれているというような、そういった声を聞きます。

一方で、私、財団つわの学びみらいのほうは、ちょっと財団の方とお話ししたり学校の先生とお話をする中で、学校が財団に求めているものと財団が目指したいものと、方向性が共有できているのかな、お互いの認識がちょっとずれているんじゃないのかなと感じるときがあるんですけども、そういったところはどうでしょうか。どのように今お感じですか。

○議長（草田　吉丸君）　教育長。

○教育長（岩本　要二君）　財団つわの学びみらいが、今、学校伴走役としていろいろと取組を進めていっていただいているところでありますけども、そういった中で、学校との関係性というところでいろんな事業展開をしていく中で意見がいろいろ、意思疎通といいますか、そういった部分が十分に図れていないというような部分もあるのかなとは思っておりますけども、今年度もああして、中学校のほうに総合的な学習時間というところで学びみらいが関わりを持って授業の中に入していくということでございましたけども、その辺もいろいろとお互いですり合わせをしていく中で、ちょっとずれが生じたところも実際あったというふうに聞いております。

そういったところを今まで調整しながら、そういった総合的な学習時間の中に、どう学びみらいが入って展開していくかというのを今まで再度調整をしているところで

ありますけども、それぞれ財団の担当の方も思いが熱いといいますか、非常に熱心な方が多くいらっしゃいまして、そこで学校の先生方との進め方のスピード感といいますか、そういったところがちょっとずれて、なかなか一緒に進めていけない状況が生まれていったのかなと思っておりますけども、またそういった部分も、今後はお互いで話し合っていただきながら調整をしていただければなというふうに思っております。

○議長（草田　吉丸君）　大江議員。

○議員（2番　大江　　梨君）　教育長、今おっしゃってくださったように、思いを持って、財団の方はほかからも集まって、津和野町の教育に関わりたいということで集まってきてくださっている方が多いですので、うまく学校とも方向性をすり合わせるところに、ちょっと教育委員会も入っていただいて、皆さんに力を存分に発揮していただきたいなと感じています。

4点目に質問していました教育ビジョン、0歳児からのひとつくりのところなんですがれども、学習指導要領の理念を実践していこうというところでは、津和野町の資源を、そういった財団だったり芸術士さんだったりも含めて最大限に使っていただくということが非常に大事かなと思うんですけども、そういう津和野の資源を活用してもらおうと思うと、そのときに大事になってくるのが教育ビジョンだったりとか0歳児のひとつくり事業という、そういったものを先生方にもしっかりと共有しておく、理解していただくということが必要になってくるんじゃないかなというふうに思います。

そういった先生方への浸透だったり共有だったりは、教育コーディネーターだったり、そういった方が入って丁寧にされていらっしゃるとは思うんですけども、何か具体的に学校とこれを共有するというところで、教育委員会として意識して取り組んでおられがあれば教えてください。

○議長（草田　吉丸君）　教育長。

○教育長（岩本　要二君）　今、町としては、0歳児からのひとつくり事業を大きな柱として本町の教育を進めていこうということで取組を進めていっておりまます。

学校の先生方へのそういった事業の内容といいますか、周知といいますか、そういったところにつきましては、まず、どうしても人事異動がございますので、4月の辞

令交付時に、新たな学校の先生方に対しては、その辞令交付時に、うちのほうから事業の内容を説明して、また、私のほうも挨拶の中でそういった0歳児事業について説明をさせていただきますけども、辞令交付式が終わった後にちょっと残っていただきて、担当のほうから、より詳しく0歳児事業のこういった理念だとか考え方だとか、これまでどういうふうに進めてきたかという部分の説明をしていただいております。

また、それぞれ学校のほうから要望等もございまして、ぜひ説明に来てくださいというふうなこともありますので、そういったときには担当のほうに各学校のほうに出席していただいて事業の説明をしていただいているというふうなことがあります。

いろんな取組がありますけども、昨年までは、ああして、夏に教育フォーラムというふうなものを開催させていただいて、学校の先生方、子ども達、そして地域の方が一堂に会して、そういったフォーラムを開催する中で、テーマに沿った意見交換なり、いろんな紹介をといった取組を今進めております。

○議長（草田　吉丸君）　大江議員。

○議員（2番　大江　　梨君）　0歳児からのひとつくり事業は、学習指導要領の中に書いてある社会に開かれた教育課程というところとものすごく関連性が深いと思ってますので、ぜひ繰り返し、先生方と共有の場を持っていただけるといいなというふうに思います。

最後に町長にお尋ねをしたいんですけども、私もちょっと勉強不足なところがありまして、教育行政において、町長部局と教育委員会部局というのはどう連携・協働していくのが理想的なのかというところが、ちょっと不勉強のところはあるんですけども。これも、さっき冒頭に申し上げました中央教育審議会の答申の中に、更に検討をする事項というところが最後についていたんですけども、そこを読んでいますと、校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化が図られ、自主的・自立的な取組を進める学校を積極的に支援し、社会の変化に素早く的確に対応するための教育委員会の在り方、特に、教育委員会事務局の更なる機能強化や、首長部局との連携促進、外部人材の活用などをはじめとする社会との連携などを含む教育行政の推進体制の在り方、そういうものが、更に検討を要する事項ということで上げられていましたので、町長、そういうところでどういうふうに連携というのを取られる、推進体制取られる

のが理想といいますか、そういったところで何かお考えがあればお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） 町長部局と教育委員会部局の連携ということは、難しい言葉で言うと、今、大江議員が御紹介されたようなことになるんだろうと思いますけれども、基本的に私がやっぱり一番配慮しなければならないのは、教育委員会の政治的な中立性ということあります。

ただ、そこにあまりにも遠慮してしまうと、やはり町長としての、まさに教育もまちづくりの一環でありますから、そこに声が出せないということになつてもいけないということから、どういう連携をしていくのかというの、まさに運用の中での心がけの問題だというふうにも思っておりまして、私自身が政治的中立性というものをしっかりと心にとどめた中で教育委員会に関わっていくということが大事だろうというふうに思っておりますので、具体的にどうこうというよりも、そこの心がけの問題がまず第一ではないかというふうに思っております。

そんな中で津和野町総合教育会議というのを設けておりますから、年に1回程度の開催でありますが、その中で私と、それから教育委員さんも全員出られますので、そこでこの教育委員会の委員の皆さんと町長との考え方の共通認識を持つ場ということにもしていくということにもなっています。そして、我々はその中で、その総合教育会議が終了した後に、つわの学びみらいの皆さんに来ていただいて、今この財団つわの学びみらいがやっていること、それから今後進んでいこうという方向性、こういうものも私と教育委員の皆様と一緒に聞いた上で、そして同じ方向性のような共通認識を持つための場ということもしていると、そういうところでございます。

そういう中で、町長としては津和野町の教育がよくなるということを応援していきたいと思いますし、そして今、私どもは教育の魅力化を図ろうということありますから、それを何とか教育移住のような定住対策ということに、時間はかかるとしても信念を持って取り組んでいきたいというふうに思っております。

そして具体的な支援としては、もう一つは、やはり町長は予算編成権を持っておりますから、教育委員会のことについても必要なものについては予算を認めていくとい

う、その権利はあるわけでございますので、また今日もいろいろ議員から御指摘いただいているような津和野町の教育がスムーズにいくような、そこに予算づけが必要なものについては取り組んでいきたいというふうに思っております。

よく新年度予算のときに議員さんからも教育予算が足りないとお叱りを受けるときもあるんですが、町はなかなか、最初から交付税が、年度初めに国からこれだけのものを町にあげますということが確定していただいておればありがたいんですが、どうしても年度が始まった後で交付税がだんだん分かってくるという話なので、当初予算は、やはりできるだけ絞った形で各学校にも経費をお願いをするということにもなるわけであります。これは、ほかの議員さん批判だと、そういう意味で言っているわけじゃございませんけれども、それはそういう事情があるという話の中できさせていただいております。だから、年度途中ではできるだけ教育予算を確保するように、私としても、そこはしっかり努めているというつもりであります。

自慢話のような話じゃありませんが、小中学校のエアコンということも、これは全国でもかなり——1番とは言いませんが——早い段階で導入したというところでございます。裏話を話せば、それから1年か2年か3年後ぐらいにエアコン設置に補助金の制度が国のほうでできまして、ちょっと早過ぎるのも問題かなというふうにも思うと同時に、でもまたその1年、2年、3年の間に、仮に熱中症でも起きれば、それは大事なことですから、やはりこのことについては早くやって、もう町の単独財源であってもやってよかったというような経過もございますし、それだけではなくて、そのほかにもいろんな予算面での応援はさせていただいているつもりであります。

そして今の課題は、先ほど大江議員がお話しされたように、先生方の業務負担の軽減をいかに図っていくか。それは教育委員会で、まずは先生方としっかりと連携を図つて具体策は考えていくことであるかと思いますが、それに応じて予算面での応援ができるがあれば、私もしっかりやっていきたいというふうに思っております。

今年に入りまして、いつかははっきりは忘れましたが、それこそ千姫まつりの前日の前日の前日でありましたが、東京のほうで教育DX展というのがございます。いわゆる教育をDXを通していかに業務の効率化を図るかという、企業も含めいろいろな紹介がビッグサイトという大きな会場でブースがたくさん出して、それを一つ

一つ見て研修をするということでありまして、町村会の補助金制度があるので、首長の研修事業ということで、それを使わせていただいて行ってきたといったところであります。

その中で、今回非常に印象に残ったのは、学校の先生の業務負担をどう軽減するか、そのためにDXがどう生かしていくかということがすごく紹介をされておったといったところであります。例えば、採点、これがもう非常に業務負担になっているので、その採点業務を、いわゆるIT化の中で効率化をして負担を図っていく方法とか、それとか子どもさんと心を向き合う中で、子どもさんの回答を、うまくAIを活用した中で、今の子どもさんがどういう心を持っていらっしゃるのかというのを分析をしていく。そのこと自体が一つ一ついか悪いかは別にしても、そういう先生の業務負担を軽減するような取組というのが、いろいろな面で、今DX化の中で進められているということも勉強して帰ったといったところであります。実は、それは私も知ることは大事ですが、私だけが知っていても意味がないということで、今回はその教育DX展へ教育委員会の職員と、それからいざれはもしかしたら教育委員会に行く可能性もあるので東京事務所の職員と2人連れて、3人で、ずっとこの会場を勉強して帰ってきたということでもございまして、今後そういう中で教育委員会から、また、いわゆるDX化等も含めた中での、今日、議員から御指摘いただいているような先生方の負担軽減とか、あるいは学校と行政との連携であるとか、そういうことにつながるような案が出たときに、私もそれは勉強した身でもありますから、しっかりそのことを実際の予算に計上して生かせるように、そういうふうなことにはつなげていきたいと、そのようにも考えているところでございます。

町長部局と教育委員会部局の連携の在り方という御質問でありましたので、的を射た回答になったかどうかは分かりませんけれども、私として、そういう連携方法として今考えていること、また、具体的に実行してきたことや実行していくこうとすることについて、回答をさせていただきたいとそのように思います。

○議長（草田　吉丸君）　大江議員。

○議員（2番　大江　　梨君）　町長、しっかり予算つけてくださるということですで、教育長、皆さんの思いをしっかり聞いていただいたらと思います。

先生方ってやっぱり異動があるので、いろんな学校に行かれて、その中の一つで津和野にも来られて、どこの学校に行かれても目の前の子どもに一生懸命、先生方といふのは本当に向き合ってくださっているなと思うんですけども、私は津和野町の議員ですので、そんな中でも津和野町の学校で働くことが楽しいなとか、津和野の学校に来たら、何か自分が先生になったらやりたいと思っていたことが、ここならもっとできるなとか、そういう気持ちで先生やってもらえるといいなというふうにすごく思います。

明日は同僚議員が不登校の問題も取り上げますけれども、子ども達ももちろん学校に行きたい、行きたい学校ということになるのは大事なんですけれども、先生達にとっても——先生達、仕事ではありますけれども——楽しい、行きたいと思う、そんな学校にしていきたいなというふうに思います。そういう環境をつくっていくのは、もちろん教育委員会だけじゃなくて、町民もそれは協力していかないといけないことだなというふうに思っていますので、何か町として先生とか学校とかのチャレンジを応援できるような、そういう町でありたいなというふうに、この質問を考えながらそんなふうに思いました。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、2番、大江梨議員の質問を終わります。

---

○議長（草田　吉丸君）　以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午後3時32分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年　　月　　日

議　　長

署名議員

署名議員